

令和 4 年

# 第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 4 年 3 月 7 日 開会

令和 4 年 3 月 22 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 令和4年第1回美浜町議会定例会会議録目次

### 3月7日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
令和4年度の施政方針について	5
同意第1号から議案第27号まで27件一括提案説明	8
散会	18

### 3月9日（水曜日）第2号

議事日程	19
会議に付した事件	19
会議に出欠席した議員	19
説明のため出席した者の職、氏名	19
職務のため出席した者の職、氏名	19
開議の宣告	20
町政に対する一般質問	21
○8番 中須賀 敬議員	21
1 河和南部小学校と河和小学校との統合について	
(1) 事前交流の実施状況は。	
(2) スクールバスの準備状況は。	
2 河和南部小学校をはじめとする跡地利用について	
(1) 河和南部小学校の跡地利用の経過は。	
(2) 統合後の各校の跡地利用の進め方は。	
3 新型コロナウイルス感染症の小中学校での感染状況について	
(1) 児童生徒の感染状況は。	
(2) 今後の学校行事予定については。	
○1番 山本辰見議員	30
1 保育所、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について	
(1) 保育所、小中学校の休園、休校の基準は。	
(2) 小中学校が休校になった場合、児童、生徒のタブレット活用は。	
2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について	

3	カーボンニュートラルに向けた美浜町の地球温暖化対策について	
(1)	カーボンニュートラルに向けた町の取り組みは。	
(2)	美浜町の「地球温暖化対策実行計画」の策定状況は。	
○7番	大寄暁美議員	36
1	総合型地域スポーツクラブ「みはまスポーツクラブ」について	
(1)	「みはまスポーツクラブ」の現状は。	
(2)	今後、部活動の受け皿となるように育成する考えは。	
2	「安全・安心につながる住民間の絆づくり」について	
(1)	「住民間の絆づくり」の現状や課題は。	
(2)	今後の取り組みは。	
○11番	大岩 靖議員	45
1	河和南部地区児童のスクールバス運行について	
(1)	スクールバスを利用する児童数は。	
(2)	児童の乗車場所までの移動は。	
(3)	バスの運転手以外の乗務員は。	
(4)	バスの乗降場所、運行時間、ルートは。	
2	行ってきたバスの運行について	
(1)	行ってきたバスの運行ルート及び停留所の設置の決め方は。	
(2)	町内すべての医療機関付近にバスの停留所を設置する考えは。	
3	美浜町太陽光発電施設設置について	
(1)	太陽光発電ガイドラインに該当する事業所の届け出は。	
(2)	今回のガイドラインの改正目的と主な改正点は。	
(3)	町独自の罰則規定を含む条例への改正は。	
○6番	廣澤 毅議員	52
1	町道の維持修繕について	
(1)	要望件数と施工件数は。	
(2)	施工箇所の選考方法は。	
2	総合公園拡張事業の今後の工事日程等について	
3	町内スポーツ施設を活用した大会及び合宿の誘致について	
(1)	スポーツ施設の予約方法と施設の使用料金は。	
(2)	総合公園グラウンドを硬式野球のできる施設への改修は。	
○5番	杉浦 剛議員	58
1	太陽光発電施設設置について	
(1)	改正後のガイドラインのポイントは何か。	
(2)	太陽光発電施設設置に関する条例を制定する考えは。	
2	有機農業と学校給食について	
(1)	学校や保育所の給食で有機農産物を使用していく考えは。	
(2)	オーガニックビレッジ計画に参画する考えは。	

散 会 .....	6 5
-----------	-----

3月14日（月曜日）第3号

議事日程 .....	6 7
会議に付した事件 .....	6 7
会議に出欠席した議員 .....	6 8
説明のため出席した者の職、氏名 .....	6 8
職務のため出席した者の職、氏名 .....	6 8
開議の宣告 .....	6 8
同意第1号（質疑・討論・採決） .....	6 9
議案第2号（質疑・討論・採決） .....	7 0
議案第3号（質疑・委員会付託） .....	7 0
議案第4号（質疑・委員会付託） .....	7 0
議案第5号（質疑・委員会付託） .....	7 1
議案第6号（質疑・委員会付託） .....	7 1
議案第7号（質疑・委員会付託） .....	7 1
議案第8号（質疑・委員会付託） .....	7 2
議案第9号（質疑・委員会付託） .....	7 2
議案第10号（質疑・委員会付託） .....	7 3
議案第11号（質疑・委員会付託） .....	7 3
議案第12号（質疑・委員会付託） .....	7 3
議案第13号（質疑・委員会付託） .....	7 3
議案第14号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第15号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第16号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第17号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第18号（質疑・委員会付託） .....	7 5
議案第19号（質疑・委員会付託） .....	7 5
議案第20号（質疑・委員会付託） .....	7 5
議案第21号から議案第27号まで7件一括（質疑・委員会付託） .....	7 5
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決） .....	8 0
議案第28号（提案説明・質疑・討論・採決） .....	8 1
散 会 .....	8 3

3月22日（火曜日）第4号

議事日程 .....	8 5
会議に付した事件 .....	8 6
会議に出欠席した議員 .....	8 6

説明のため出席した者の職、氏名 .....	8 6
職務のため出席した者の職、氏名 .....	8 6
開議の宣告 .....	8 7
議案第 3 号から議案第15号まで13件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	8 7
議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 3
議案第17号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 4
議案第18号から議案第19号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 5
議案第20号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 6
議案第21号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 7
議案第22号から議案第24号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	1 0 2
議案第25号から議案第27号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	1 0 4
同意第 2 号（提案説明・質疑・討論・採決） .....	1 0 6
議会閉会中の継続調査事件について .....	1 0 7
閉 会 .....	1 0 8

令和4年3月7日（月曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月7日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和4年度の施政方針について

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例について

議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例について

議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）

議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算

議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	山本辰見君	3番	森川元晴君
4番	石田秀夫君	5番	杉浦剛君
6番	廣澤毅君	7番	大嵯暁美君
8番	中須賀敬君	9番	横田貴次君
10番	荒井勝彦君	11番	大岩靖君
12番	横田全博君	13番	野田増男君
14番	丸田博雅君		

◎ 本日の欠席議員（1名）

2番 鈴木美代子君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤宏一君	副町長	八谷充則君
総務部長	杉本康寿君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	大松知彰君	秘書課長	中村裕之君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	富谷佳宏君	産業課長	三枝利博君
建設課主幹兼 工務係長	竹内健治君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	宮崎典人君	会計管理者	久綱勇君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	谷川雅啓君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

[午前9時00分 開会]

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和4年第1回浜浜町議会定例会開催に当たりまして、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

昨年12月議会にて議会基本条例が制定され、初めての定例会を迎えました。議員各位の皆様におかれましては、気持ちを新たに臨んでいただきますようよろしくお願いいたします。

また、壇上を御覧いただきますと、御覧のとおり状況であります。

これまで、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いしてまいりましたが、飛沫防止対策としてアクリル板を設置させていただきました。今後は、アクリル板の設置場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますことを口頭でお伝えさせていただきます。

現在、愛知県で発出されていましてまん延防止等重点措置が延長される中、本町では3回目のワクチン接種に加え、5歳から11歳の子供さんを対象としたワクチン接種も9日から予約が始まります。改めて、ワクチン接種に関わる全ての皆様の御苦労に心から感謝と敬意を表したいと思っております。

また、議会として、議員皆様には、本日、ブルーリボンのピンバッジを着用いただいております。エッセンシャルワーカーの皆様へ感謝の気持ちを何とか形で示したい、そんな気持ちから、本定例会より、会期中、このバッジを皆様で協力して着用いただいております。

国内における新型コロナ、また海外におけるウクライナ情勢、今後、美浜町に住み暮らす皆様にごどのような影響が及ぶのか、議会を構成する一人として注意深く見守り、大変厳しい状況の中での定例会の開催となりますが、令和4年度の予算審査という大変重要な案件を取り扱う定例会でもあります。議員各位の皆様には、今定例会会期中も確実な予防対策を心がけていただきますようお願いを申し上げます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

#### ○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第1回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもってお礼を申し上げます。

暦も3月を迎え、日増しに春の気配を感じることも増えてまいります。季節の移ろいに気持ちは弾みがちではありますが、新型コロナウイルス感染症の猛威は、2年を過ぎても終息を見ることができません。

また、海外の事情により原油等のエネルギー価格が高騰し、先の見通せない状況ではございますが、基礎自治体としてできることに今後も全力で取り組んでまいります。

さて、今定例会には、新年度当初予算をはじめ、住民の皆様暮らしに直結する多くの議案を提出いたしております。議員の皆様方には、慎重審議をお願いするとともに、美浜町が住みよいまちであり続けるよう、御意見、御提言くださるようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

#### ○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありましたので、これを受理させていただいております。

次に、監査委員より、令和3年11月分、12月分及び令和4年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査・財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたので御確認をお願いいたします。

なお、建設課長につきましては、病気療養中につき本定例会を欠席しますので、代わりに建設課主幹が出席させていただきます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、報告してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

諸般の報告をさせていただきます。

去る3月4日午後、山本敬教育長が永眠されました。謹んでお悔やみを申し上げます。

故人の小中一貫校に尽きせぬ思いを、町として今後引き継いでまいる所存でございます。

私から1点の報告でございます。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

それでは、日程に入ります。

○1番（山本辰見君）

せっかくですので、皆さんで黙禱をささげませんか。

○議長（横田貴次君）

ただいま山本議員からの提案がありましたが、賛同される議員の皆さん、いらっしゃいますか。

〔賛同者挙手〕

○議長（横田貴次君）

それでは、山本議員からの提案で、賛同者も多数ということでございますので、執行部並びに議員の皆様、御起立をお願いいたします。

〔起 立〕

○議長（横田貴次君）

それでは、御逝去されました山本敬教育長をしのび、黙禱をささげたいと思います。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（横田貴次君）

お直りください。御着席をお願いいたします。

〔着 席〕

○議長（横田貴次君）

それでは、日程に入ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（横田貴次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 石田秀夫議員、7番 大寄暁美議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（横田貴次君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 令和4年度の施政方針について

### ○議長（横田貴次君）

日程第3、令和4年度の施政方針についてであります。

町長、御登壇願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

### ○町長（齋藤宏一君）

令和4年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信と予算の大綱を申し上げ、議会並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

今年度は、令和2年度に引き続き、コロナ禍で始まり、コロナ対策のため、町の行事を全て行うことができず、1年を終えることとなりました。

新型コロナウイルス感染の現状は変わらず、一日も早い終息を祈るものでございます。本町の感染者数は、知多郡内では人口当たり最小で、これは町内医療機関関係者の皆様の御協力により、ワクチン接種をスムーズに進めることができている結果であり、町民の皆様におきましても御協力に心から感謝を申し上げます。

本年度の町政運営ですが、一般会計予算が84億7,500万円となります。これは、運動公園整備事業における陸上競技場及び交流広場の建設に12億1,000万円を計上したことによるものでございます。

ナショナルトレーニングセンターの指定の獲得及び2026年度に開催されるアジア競技大会との連携利用を進めるためにも、令和6年度の供用開始を目指して工事を進めてまいります。

厳しい財政状況ですが、今後の小中一貫校建設を進める上においても、極力節減した予算を編成いたしました。「苦しいけれど夢のある我が家」であり、まちでありたいと思っております。

まちづくりにつきまして、理念はこれまでと変わらず、「自然との共生+（プラス）心」を目指します。自然との共生は、地球に生きる人類をはじめ、全ての生き物のテーマでもあります。人間の幸せは、人々の心の持ちようです。「自然なくして人はなし、心なくして幸せはなし」と思います。

「自然との共生」は、今、SDGsのスローガンで全世界に広がっております。地球上の環境問題は、全ての

人類の責任でもあります。

SDGsの17の目標の中には、エネルギーをクリーンにという目標と森の豊かさを守ろうという目標があります。再生可能エネルギーである太陽光発電施設の設置も大切ですが、それと同時に、豊かな美浜の自然環境、山林も守っていかなければなりません。無秩序な開発を防ぎ、自然環境を守っていくために必要な条例の制定について、引き続き担当部署において検討させていただきます。

本町の長年のテーマである企業誘致につきましては、河和南部地区の皆様の御理解、御協力により、来年度から河和小学校へ統合される河和南部小学校の校舍跡地利用について、名古屋市内の企業がプロポーザル方式により優先交渉権者に決定し、有効に活用していただけることとなりました。大変ありがたく、今後に期待するものであります。

また、本町の持つ豊かな自然環境を生かし、農作業を通じた健康づくり、憩いの場づくりを美浜版「農福連携事業」として実施したいと考えております。コロナ禍において、外出する機会が減り、運動不足になりがちな高齢者と子育て世代の親子を対象に、健康づくりと世代間交流の促進を目指し、モデル事業として実施してまいります。

さらに、本町の貴重な歴史遺産である河和城跡の整備につきましては、公園として整備していくための検討を進めてまいります。町民の皆様の一層の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、令和4年度予算の大綱でございますが、全ての会計を合わせた予算総額は137億8,438万3,000円で、前年度対比5.4%、額にして7億744万円の増額となっております。

一般会計につきましては、経済動向及び国・県の予算、地方財政計画などを基に慎重に検討し、健全財政の確保と住民福祉の向上に配慮し、84億7,500万円を計上いたしました。前年比9.5%、額にして7億3,800万円の増となっております。

次に、特別会計では、国民健康保険事業は、ほぼ前年度並みの予算額となり、前年比0.3%、額にして771万5,000円増の22億3,891万8,000円を、後期高齢者医療は、令和4年10月に制度改正が行われることや後期高齢者医療加入者の増による後期高齢者医療広域連合納付金の増に伴い、前年比4.0%、額にして1,422万9,000円増の3億6,713万6,000円を、介護保険事業は、ほぼ前年度並みの予算額となり、前年比0.1%、額にして164万7,000円増の18億5,979万6,000円をそれぞれ計上しました。

土地取得事業では、令和4年度においては土地開発基金から一般会計へ繰り出しを行わないため、前年同額の1,000万5,000円を計上しました。

農業集落家庭排水処理施設事業では、財務事務において、地方公営企業法を適用させるため施設整備費用が増加し、前年比17.3%、額にして475万円増の3,218万1,000円を、水道事業会計では、安心・安全な供給体制の維持管理に要する経費として、近年、重点的に水道管の更新工事を行い、減価償却費が増加したために、収益的支出は、前年比1.8%、額にして870万1,000円増の5億584万8,000円を、資本的支出は、前年比18.8%、額にして6,823万6,000円減の2億9,549万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

一般会計の歳入につきましては、町税は新型コロナウイルス感染症の影響から町民税が回復すると見込み、前年比1.5%増を、地方交付税は国の地方財政計画に基づき、前年比7.7%増を、また、国・県支出金、町債等特定財源の確保に努め、計上させていただきました。

次に、歳出であります。各種事業につきましては、款別に主な事業を説明いたします。

1款議会費では、議会運営に要する経費を、2款総務費では、総務管理、国際交流などの企画事業、徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査委員に要する経費をそれぞれ計上いたしました。このうち、地方創生

まちづくり事業として、スポーツを軸としたまちづくりを進めてまいります。

3款民生費では、社会福祉事業、敬老事業、障害福祉サービス事業、障害者・子ども・母子家庭等医療事業のほか、保育所、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の特別会計に対する繰り出し事業に係る経費を計上いたしました。その中でも、上野間保育所外壁塗装工事や美浜町立わかば園の定員を拡大し、支援体制を強化するとともに、新たに医療的ケアを必要とする児童に対し、学校等へ看護師を派遣する経費を計上いたしました。

4款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合及び知多南部広域環境組合に係る経費を計上しました。具体的には、各種健診、予防接種事業、母子保健事業及び健康推進事業に要する経費をはじめ、環境対策費として合併処理浄化槽設置整備事業において、国・県の方針に合わせて個人設置型転換についての補助事業を継続してまいります。なお、知多厚生病院へ地域医療の充実と救急医療の確保を図るための補助金についても、引き続き計上しております。

5款労働費では、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を、6款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費をそれぞれ計上いたしました。主な事業は、農業委員会の運営、農業・畜産業及び水産業の各団体への補助、農道・水路・ため池などの農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落家庭排水処理施設特別会計への繰出金、多面的機能支払事業などでございます。令和4年度においては、農地の集積・集約化を図る機構集積協力金及びノリ養殖漁場の環境改善を図る漁場改良事業に係る補助金を計上いたしました。

7款商工費では、商工振興、観光及び消費者行政に要する経費を計上いたしました。

8款土木費では、道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業、都市公園整備事業などを実施するための経費を計上いたしました。また、運動公園整備事業においては、スポーツを核としたまちづくりとして、交流人口の増加と消費拡大を目指し、第3種公認陸上競技場の整備を本格的に開始いたします。

9款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を計上いたしました。また、災害対策費として、新たにハザードマップの更新や要支援者の個別避難計画を作成するとともに、備蓄用品等に要する経費も引き続き計上しております。

10款教育費では、小中学校をはじめ、公民館、図書館、町民グラウンド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、保健体育及び文化財保護事業に要する経費を計上いたしました。そのうち、全小中学校に外国語活動指導員を配置し、新たにGTECと呼ばれるシステムを導入して英語教育の充実を図ります。また、学校だけでは解決が困難な諸問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー兼学校教育アドバイザーを新たに設置いたします。

11款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

以上、これらの事業は、本町の持つ地域の特性を生かし、町民の皆様が生涯安心して暮らせる「活力ある町」、  
「魅力ある町」を目指した内容であると考えております。

私は、住民の皆様と力を一つにして、美浜町が自立した住みよいまちであり続けられるように、「美しい町・やさしい心・ふるさと美浜」を目指し、職員一丸となって町政を進めてまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和4年度の施政方針及び予算の大綱といたします。御清聴、ありがとうございました。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

これをもって、令和4年度の施政方針についてを終わります。

---

日程第4 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで27件一括議案説明

○議長（横田貴次君）

日程第4、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで、以上27件を一括議題といたします。

以上27件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日、御提案申し上げますのは、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして27件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております日比福市氏が3月31日をもって任期満了となりますので、新たに住民代表として本多孝行氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同条第6項の規定により、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございますが、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに統計法の改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、附属機関に美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を追加したく、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員の報酬を追加したく、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員の出勤報償金を改正し、処遇改善を行いたく、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員等公務災害補償等共済等に関する法律の改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございますが、令和3年度をもって基金の充当事業が終了するため、本条例の廃止をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例についてでございますが、森林の

環境整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 美浜町公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてでございますが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴い、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）でございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ4億1,654万7,000円を追加し、補正後の予算総額を100億9,732万4,000円とするものでございます。第2条では翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費、3条は地方債の補正でございます。

次に、議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ39万3,000円を追加し、補正後の予算総額を22億3,277万4,000円とするものでございます。

次に、議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ19億6,342万6,000円とするものでございます。

次に、議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億904万5,000円を増額し、補正後の予算総額を3億141万円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を84億7,500万円とするものでございます。第2条では、継続費として、令和4年度及び令和5年度までの都市公園整備事業について、総額を17億9,400万円とし、令和4年度の年割額を12億1,000万円、令和5年度の年割額を5億8,400万円と予定するものでございます。第3条では、債務負担行為の変更として、令和元年度から令和5年度までの運動公園整備事業委託料の限度額を19億2,999万2,000円と予定するものでございます。第4条では、自然災害防止事業債はじめ8事業債において、計7億9,040万円の起債を予定するものでございます。第5条では、一時借入金において、借入限度額を3億円と定めるものでございます。第6条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を22億3,891万8,000円とするものでございます。第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第23号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を3億6,713万6,000円とするものでございます。

次に、議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を18億5,979万6,000円とするものでございます。第2条では、歳出予算における款内流用できる経費とし

て、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を1,000万5,000円とするものでございます。

次に、議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額を3,218万1,000円とするものでございます。

次に、議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を5億1,044万円、支出を5億584万8,000円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出は、収入を1億1,709万4,000円、支出を2億9,549万9,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第2号から議案第20号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

[降壇]

#### ○総務部長（杉本康寿君）

初めに、議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございますが、資料2、愛知県市町村職員退職手当組合同約新旧対照表を御覧ください。

愛知県市町村職員退職手当組合の構成団体であります尾張旭市長久手市衛生組合の解散に伴い、令和4年3月31日をもって脱退させることについて、地方自治法第290条の規定により、組合を組織する団体の議会の議決が必要なため、協議をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料3、美浜町個人情報保護条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報の保護に関する法律に統合される改正が行われるため、引用法律及び条項を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料4、美浜町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第2条育児休業をすることができない職員において、第3号（ア）の在職期間1年以上の削除に伴う引用字句の改正及び繰上げ、次ページの第19条部分休業をすることができない職員においても、第1項第2号アの在職期間1年以上の削除に伴う字句の整理、第23条妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等及び次ページの第24条勤務環境の整備に関する措置を設け、育児休業を取得しやすくするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料5、美浜町附属機関設置条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、地方自治法の規定に基づき、別表第1で町長の附属機関として新たに美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設けるものでございます。

重要業績指標KPI及び各施策の評価・点検について、地域を支える産業団体、教育機関、金融機関、まちづ

くり団体等の関係者14名以内で構成する推進会議を本町の附属機関に追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、別表第1に美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員、月額報酬額6,300円を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料7、美浜町消防団条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第15条報償金費用弁償において、消防団員が消火活動等に出動した場合、1回につき1,200円を2,400円に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料8、美浜町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、老後の生活を支える年金等の受給権の保護の観点から、年金等の受給権を担保として日本政策金融公庫等が貸付けを行う年金担保貸付制度が廃止されたことにより、第3条第2項ただし書以降を削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございますが、愛知用水二期事業の建設及び末端支線水路整備に伴う本町の負担額について、償還が令和3年度に終了したため、廃止するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

議案第2号から議案第9号の説明は、以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮原佳伸君）

次に、議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例についてでございますが、森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の環境整備及びその促進に関する施策の財源に充てるもので、複数年度分をまとめて効率的に執行する目的で基金を設置するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料9も併せて御覧ください。

愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例が令和3年12月17日に公布されたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、愛知県の道路占用料との均衡を図るため、本町の道路占用料の額を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料10も併せて御覧ください。

改正の内容でございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴いまして、道路占用料と公共用物使用料と

の均衡を図るため、使用料等の額を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料11も併せて御覧ください。

改正の内容でございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴いまして、道路占用料と漁港施設用地占用料との均衡を図るため、占用料の額を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料12も併せて御覧ください。

改正の内容でございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴いまして、道路占用料と漁港区域内の占用料との均衡を図るため、占用料の額を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてでございますが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴いまして、美浜緑苑地区に畜舎等の建築が可能となるため、畜舎等の建築制限を定めることにより健全な住宅環境を確保する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

なお、施行日につきましては、法律の施行に合わせ、令和4年4月1日でございます。

議案第10号から議案第15号の説明につきましては、以上でございます。

#### ○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の13、未就学児に係る被保険者均等割額の減額についてを御覧ください。

改正の内容でございますが、基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分の未就学児に係る被保険者均等割額を2分の1減額するものでございます。

裏面を御覧ください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例、条文別改正内容を御覧ください。

第3条、第5条及び第5条の2においては、「基礎課税額の」の文言の追加により規定の明確化、なお、第5条の2においては、未就学児に係る被保険者均等割額の減額規定を第24条第2項に追加することにより現規定を第24条第1項とし、第6条においては、不要な規定を削除、第13条においては、法律・政令改正に合わせて改正をするものでございます。第24条においては、第2項に未就学児の被保険者均等割額の減額を新たに規定するものでございます。第24条の2及び附則各項においても、未就学児均等割額の減額規定を追加するため、それぞれの現規定を第1項とするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

議案第16号の説明は、以上でございます。

#### ○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の26、27ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費、議会運営事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった視察・研修等旅費の減額を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2目人事管理費においても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった研修費、旅費、不要となった職員手当等の減を、3目文書広報費の広報事業においては、広報みはまの入札執行残による減額を計上いたしました。

4目財政管理費のふるさと納税寄附運営事業においては、クレジットカード決済の増加による手数料の増を、6目財産管理費の庁舎管理事業においては、入札等により事業費が確定した委託料及び空調機器等整備に係る庁舎施設整備工事の減額を計上いたしました。公用車管理事業においては、視察等のイベントが中止となったことによるマイクロバス運転手業務手数料の減を、28、29ページの物品出納事業においては、ペーパーレス会議システムの導入により、不要になった印刷用紙代等、消耗品費の減を計上いたしました。

7目企画費においては、中止となったイベント、交流事業等の旅費、燃料費、車借上料及び交付金、補助金の減を計上いたしました。

8目電子計算費の電算管理運営事務においては、各種電算機器購入等の事業費確定による減のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、リースを購入に変更したことによる借上料の減及び愛知県への負担金額の確定に伴う減額を計上いたしました。

10目防犯対策費においては、LED化による防犯灯の電気代の減を、30、31ページの11目基金費においては、今予算の財源超過分を財政調整基金に積み立てるための積立金及び国から普通交付税の追加交付分を減債基金へ積み立てるよう指示があったことによる減債基金積立金の増を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費においては、国の要請により、来年度に先送りとなったシステム関連業務委託料の減及び戸籍法改正による住民記録システム改修業務委託料を新規に計上するとともに、地方創生臨時交付金を活用するため、リースから購入に変更したファクシミリ借上料の減額を計上いたしました。

4項選挙費、2目衆議院議員総選挙費においては、32、33ページにかけて、昨年10月末に行われた総選挙により事業費が確定したことによる減額を計上いたしました。3目最高裁判所裁判官国民審査費についても、同様でございます。

5項統計調査費、2目基幹統計費の経済センサス活動調査においても、事業費確定による人件費の減を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の住民課時間外勤務手当については、執行残が生じたことによる手当の減を、3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業においては、障害者の補装具申請が当初見込みより多かったことによる給付費の増を、4目福祉医療費の福祉医療費支給事業については、コロナによる受診控え等により、障害者医療費及び子ども医療費の減額を計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業においては、家庭児童相談員を雇用しなかったことによる人件費の減を、2目保育所費の保育所運営事業においては、保育士を雇用しなかったことによる人件費の減額を計上いたしました。

36、37ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、給食数が減ったこと等による賄材料費の減を、3目児童福祉施設費の子育て支援センター運営事業においては、会計年度任用職員を雇用しなかったことによる人件費の減を、4目子育て世帯応援事業費においては、来年度、受付窓口が変更となるため、今年度中に精算を行うための紙おむつ等支援事業の増を、5目特定教育保育施設給付事業費においては、保育士等の処遇改善のための特例事業費補助金の増及び当初見込みより利用が少なかったことによる地域型保育給付費等の減額を計上いたしました。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費においては、不要となった会計年度任用職員報酬の減を、2 目予防費の健康診査事業においては、受診者が見込みより少なかったことによるがん検診委託料の減を、予防接種事業においては、日本脳炎ワクチンが入荷しなかったことによる報償金の減と本町の今年度の出生数が見込みより少なかったことによる個別・子ども予防接種委託料の減額を計上いたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、追加接種のためのワクチン接種に必要な人件費と委託料を計上いたしました。

38、39ページを御覧ください。

3 目保健対策費の母子保健事業においては、出生数が見込みより少なかったことによる妊婦乳児健康診査費負担金の減を、4 目環境対策費の浄化槽整備事業においては、合併処理浄化槽の設置申請が見込みより少なかったことによる整備事業補助金の減額を計上いたしました。

2 項清掃費、1 目清掃総務費のごみ減量化事業においては、資源回収事業がコロナの影響により実施できなかったことによる報償金の減及び可燃ごみ袋取扱店販売手数料が見込みより少なかったことによる役務費の減額を計上いたしました。

3 項知多南部衛生組合分担金については、組合事業において、回収ごみの資源物売上収入が見込みより多かったこと等により、分担金の減額を計上いたしました。

40、41ページを御覧ください。

4 項知多南部広域環境組合分担金においては、ごみ処理場建設に係る起債の元金及び利子額の確定により、分担金の減を計上いたしました。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費の農業委員会運営事業においては、農業委員会による情報収集等業務効率化のため、タブレット端末購入のための備品購入費を計上いたしました。

3 目農業振興費の農業振興事業においては、中止となった産業まつり補助金の減及び新規申請があったことによる農業次世代人材力投資事業補助金の増を計上いたしました。

4 目畜産業費においては、上野間地区の豚舎等建設のための畜産クラスター事業補助金の増を、5 目農地費の多面的機能支払事業においては、事業費確定による交付金の減額を計上いたしました。

42、43ページを御覧ください。

3 項水産業費、2 目水産業振興費の水産業振興事業においては、事業の中止または延期による補助金の減を、3 目漁港管理費においては、事業の延期による上野間漁港船揚場補修設計業務委託料の減額を計上いたしました。

7 款商工費、1 項商工費の観光総務事務においては、海遊祭事業の中止による委託料の減を、観光施設等維持管理事業においては、事業費確定による観光施設維持修繕工事の減額及び潮干狩り事業が行われなかったことによる観光施設整備事業補助金の減額を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費においては、事業費確定による道路台帳加除及び道路台帳図デジタル化業務委託料の減額を、3 目道路新設改良費の道路新設改良単独事業においては、土地取得特別会計が保有する土地を一般会計に買い戻すための土地購入費の増額を、道路新設改良国補助事業においては、事業費確定による橋梁点検業務委託料の減額を計上いたしました。

44、45ページを御覧ください。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費の建築物耐震改修促進事業及び空家等対策事業においては、当初見込みより申請が少なかったことによる補助金の減を、4 目公園管理費の公園管理事業においては、事業費確定による借地料の減を、都市公園整備事業においては、国庫補助金が追加交付されることによる運動公園整備事業委託料

の増額を計上いたしました。

9 款消防費、1 項消防費、1 目日常備消防費においては、事業費確定による知多南部消防組合分担金の減を、2 目非常備消防費においては、当初見込みより退団者が少なかったことによる消防団員退職報償金の減及び操法大会等が中止となったことによる消防団出動報償金の減額を計上いたしました。

46、47ページを御覧ください。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の国際交流事業においては、中止となったホームステイ事業の経費の減額を計上いたしました。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費のスポーツ推進事業においては、中止となったタウンマラソンや市町村駅伝に係る負担金の減を、2 目体育施設費の総合公園施設管理事業においては、事業費確定による備品購入費の減を、3 目学校給食センター運営費においては、調理員の欠員などによる会計年度任用職員報酬及び事業費確定による空調設備更新工事の減額を計上いたしました。

48、49ページを御覧ください。

12 款公債費、1 項公債費、2 目利子においては、公園整備事業債の利子額確定に伴う財源更正を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書、16、17ページを御覧ください。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金においては、交付額の増額見込みによる増を、11 款地方交付税、1 項地方交付税においては、普通交付税の追加交付があったことによる増を、14 款使用料及び手数料においては、総務証明手数料が発生したことによる増額を計上いたしました。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金においては、障害者の補装具給付のための障害者自立支援給付費負担金の増を、2 節児童福祉費負担金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる子どものための教育・保育給付費負担金の減を、2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金においては、追加接種のための新型コロナウイルスワクチン接種対象費負担金の増を計上いたしました。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金においては、事業費確定による地方創生推進交付金の減及び住民記録システム改修のための社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

2 目民生費国庫補助金においては、給付を急ぐため、昨年の補正予算で財政調整基金の繰入れで対応した住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付に係る補助金を今予算で計上させていただきました。

2 節児童福祉費補助金においては、家庭児童相談員を雇用しなかったため、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の減を、コロナ対策に係る事業費を除くため、子ども子育て支援交付金の減額を計上いたしました。また、保育士の処遇改善のための臨時特例交付金及び保育所等のコロナ対策のための保育対策総合支援事業費補助金を新たに計上いたしました。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金では、今年度の事業費見込みにより、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金の減と追加接種のための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額を計上いたしました。

4 目土木費国庫補助金、2 節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みにより、住宅耐震改修及び空家対策に係る社会資本整備総合交付金の減額を計上するとともに、追加交付の通知のあった都市公園整備に係

る社会資本整備総合交付金の増額を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金においては、障害者の補装具給付のための障害者自立支援給付費負担金の増及び事業費見込みによる施設型教育・保育給付費等負担金の減額を計上いたしました。

2項県補助金、1目総務費県補助金においては、事業費確定に伴う移住支援に係る地方創生推進交付金の減を、2目民生費県補助金においては、事業費見込みによる福祉医療費補助金の減額を計上いたしました。

20、21ページを御覧ください。

2節児童福祉費補助金においては、コロナ対策に係る事業費を除くため、地域子ども子育て支援事業補助金の減額を計上いたしました。

3目衛生費県補助金においては、今年度の事業費見込みにより合併処理浄化槽設置費補助金の減を、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金においては、事業費確定に伴う多面的機能支払事業補助金の減額を計上いたしました。また、新規申請のあった農業次世代人材力投資事業補助金の増を計上するとともに、農業委員会の情報端末機器購入のための農地集積・集約化対策事業補助金及び上野間地区の豚舎等建設のための畜産クラスター事業補助金を新たに計上いたしました。

2節水産業費補助金においては、事業の中止または延期による漁村活性化総合対策事業補助金の減額を計上いたしました。

6目土木費県補助金、1節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みによる民間木造住宅耐震改修費補助金及び空家等対策推進事業費補助金の減額を計上いたしました。

3項委託金、1目総務費委託金においては、昨年10月末に行われ、事業費が確定した衆議院議員総選挙執行委託金及び国民審査執行委託金の減額を計上いたしました。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金については、新型コロナウイルス感染症等対策基金の利子を新たに計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、6目総務費寄附金においては、納付実績により、新型コロナウイルス感染症等対策寄附金を計上いたしました。

19款繰入金、1項特別会計繰入金においては、国民健康保険特別会計繰入金を新規に計上いたしました。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源超過に係る財政調整基金繰入金の減を、3目愛知用水二期事業基金繰入金においては、事業終了に伴う愛知用水二期事業基金繰入金の増を、5目都市計画事業基金繰入金においては、今年度の都市計画事業の事業費見込みにより、都市計画事業基金繰入金の減額を計上いたしました。

21款諸収入、4項雑入においては、退団者が見込みより少なかったことによる消防団員退職報償金の減を、22款町債、1項町債、2目土木債においては、補助金の追加交付等による公園整備事業債の減を計上いたしました。

次に、8ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

令和4年度に繰り越す事業については、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務事業はじめ6事業でございます。

次に、9ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

奥田地区の運動公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金の追加交付があったため、公園整備事業債の減額

補正を計上いたしました。

議案第17号の説明は、以上でございます。

#### ○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の66、67ページを御覧ください。

6款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計、一般会計繰入金事業において、過年度分の保険基盤安定繰入金の精算に伴い、一般会計に返還する経費として39万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

64、65ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税において、医療給付費分現年課税分として112万1,000円を、後期高齢者支援金分現年課税分として39万4,000円を、介護納付金分現年課税分として21万4,000円をそれぞれ減額計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対する令和3年度現年課税分の一般被保険者国民健康保険税を減免したことによる減額でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金において、103万7,000円を増額計上いたしました。これは、1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税で計上した金額の10分の6に当たる金額を計上しております。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金、特別調整交付金分において、69万2,000円を増額計上いたしました。これは、1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税で減額計上した金額の10分の4に当たる金額を計上しております。

なお、災害臨時特例補助金と特別調整交付金分の交付に伴い、新型コロナウイルスの影響により減免した国民健康保険税の全額が、国及び県からの財政支援となります。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、歳出の6款、2項、1目一般会計繰入金事業で計上した同額を増額計上いたしました。

議案第18号の説明は、以上でございます。

#### ○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正予算書の76、77ページを御覧ください。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料において、10万7,000円を減額計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方に対する令和3年度の保険料減免分でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金において、12万8,000円を増額計上いたしました。これは、令和3年中の第1号被保険者保険料の減免金額に対し交付をされるものでございます。

6目介護保険災害等臨時特例補助金において、6万4,000円を増額計上いたしました。これは、令和3年度の第1号被保険者保険料の減免金額に対し交付をされるものでございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金においては、令和3年度の第1号被保険者の保険料の減免に対し交付される国庫支出金の交付に伴い、介護保険給付費準備基金からの繰入れを減額計上いたしました。

議案第19号の説明は、以上でございます。

#### ○建設課主幹兼工務係長（竹内健治君）

次に、議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書92、93ページを御覧ください。

1款、1項、1目、土地取得事業でございますが、本年度の事業確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

3款、1項、1目、土地開発基金償還事業でございますが、一般会計による土地の買戻しに伴い、基金へ償還する経費として1億1,904万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

90、91ページを御覧ください。

1款、2項、1目土地売払収入でございますが、一般会計からの土地の買戻しによる収入1億1,904万5,000円を増額計上いたしました。

2款、1項、1目土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

議案第20号の説明は、以上でございます。

**○議長（横田貴次君）**

同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算までの説明が終わりました。

---

**○議長（横田貴次君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月8日を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

御異議なしと認めます。よって、3月8日を休会することに決定いたしました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時29分 散会〕

令和4年3月9日（水曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日（水曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	山本辰見君	3番	森川元晴君
4番	石田秀夫君	5番	杉浦剛君
6番	廣澤毅君	7番	大嵯暁美君
8番	中須賀敬君	9番	横田貴次君
10番	荒井勝彦君	11番	大岩靖君
12番	横田全博君	13番	野田増男君
14番	丸田博雅君		

◎ 本日の欠席議員（1名）

2番 鈴木美代子君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（15名）

町長	齋藤宏一君	副町長	八谷充則君
総務部長	杉本康寿君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	大松知彰君	企画課長	戸田典博君
健康・子育て課長	下村充功君	環境課長	富谷佳宏君
産業課長	三枝利博君	建設課主幹兼 工務係長	竹内健治君
都市整備課長	平野和紀君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	山本圭介君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	谷川雅啓君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和4年美浜町議会第1回定例会の2日目の日程、一般質問の日を迎えました。関係各位の皆様の御出席に改めて感謝申し上げます。

また、一般質問の傍聴にお越しになられた皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

去る3月4日に山本敬教育長がお亡くなりになりました。山本敬教育長の御冥福を心からお祈り申し上げ、ここで議場内の皆様と黙禱を捧げたいと思います。

御起立をお願いいたします。

〔起立〕

○議長（横田貴次君）

教育長のお席にちょっと体を向けていただきながら、黙禱を捧げたいと思います。

黙禱。

〔黙禱〕

○議長（横田貴次君）

お直りください。御着席をお願いいたします。

〔着席〕

○議長（横田貴次君）

議会を代表いたしまして、御遺族の皆様にも心からお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、議会を進めさせていただきます。

昨年12月議会におきまして、議会基本条例の制定により、答弁者側に反問権を付して初めての一般質問となります。議員各位におかれましては、気持ちを新たに、緊張感を持って臨んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議会基本条例では、町民の皆様との対話集会の開催を毎年度最低1回開催すると定めています。議会として2月27日の開催に向け準備をさせていただき中、町民の皆様にも御案内をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期を余儀なくされました。対話集会に参加を予定いただいた町民の皆様には、何とぞ次回の開催までお時間をいただきたいと思います。

なお、開催日当日、2名の町民の皆様が会場にお越しになられたと伺っております。ほかにもお運びいただいた町民の皆様もいらっしゃるかもしれませんが、このことに関し誠に申し訳なく思いますが、町民の皆様には何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、壇上に御注目いただきますと、御覧のとおり状況であります。これまで、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いしてきましたが、飛沫防止対策としてアクリル板を設置させていただきました。今後、アクリル板の設置場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますのでお知らせいたします。

愛知県では、まん延防止等重点措置が延長される中、本町における3回目のワクチン接種に加え、本町の5歳から11歳の子供さんを対象としたワクチン接種も始まりつつあります。改めて、ワクチン接種に関わる全ての皆様の御労苦に心から感謝と敬意を表したいと思います。

また、議会として、私たちが生活していく上で必要不可欠なお仕事に携わるエッセンシャルワーカーの皆様には感謝の気持ちを表すため、議員全員が胸元にブルーリボンのピンバッジを着用させていただき、本定例会に臨んでいます。国内における新型コロナウイルス感染症、また、海外におけるウクライナ情勢、これらを鑑みますと、今後美浜町に住み暮らす皆様にとどのような影響が及ぶのか、議会を構成する一人として注意深く見守ってまいり

たいと思います。大変厳しい状況の中での定例会の開催となりますが、傍聴にお越しになられた皆様、また、関係各位の皆様には、本定例会の会期中、引き続き確実な予防対策を心がけていただきますようよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありましたので、これを受理いたしました。

次に、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可いたしましたのでご報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

## 日程第1 町政に対する一般質問

### ○議長（横田貴次君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には6名の議員より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおかれましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問におきましては一問一答といたします。また、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は厳にお慎みいただくようよろしくお願い申し上げます。

最初に、8番 中須賀敬議員の質問を許可いたします。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

### ○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。

今日は最初に、新型コロナウイルスワクチン接種に携わる皆様一言だけ感謝させていただきます。

先日、総合体育館において皆様の仕事を拝見しました。医師、看護師をはじめ、美浜町の職員の大勢の方々の仕事ぶりに感激をし、改めて感謝の念を抱きました。私は、元気な美浜町を目指し、生きがいを感じられる美浜町とするために全力で頑張ります。

チャレンジMIHAMA所属、8番 中須賀敬です。議長のお許しを得ましたので、通告書に従い、壇上より質問させていただきます。

1、河和南部小学校と河和小学校との統合について。

人口減少や少子高齢化、児童生徒の減少に対応するため、いよいよ美浜町における学校再編の第1段階として、河和南部小学校と河和小学校がこの4月に統合されます。統合に向けての準備状況の質問をさせていただきます。

(1) 事前交流の実施状況は。

児童や保護者の不安を軽減させるため、児童の事前交流を予定していたと思いますが、いつ、どのような交流を実施できましたか。

(2) スクールバスの準備状況は。

保護者の皆さんから最も関心があり、課題でもあった通学方法について、現在河和南部小学校に通学しており、かつ河和南部学区に居住している児童全員がスクールバスで通学することになります。スクールバスの準備状況について御説明いただきたいと思います。

2番、河和南部小学校をはじめとする跡地利用について。

美浜町では今後、小中一貫校での統合を目指していますが、各校の跡地利用について質問いたします。

(1) 河和南部小学校の跡地利用についての経過は。

河和南部小学校の跡地は、希望する民間企業にプロポーザル方式によるプレゼンテーションにより譲渡先を決定すると伺っておりますが、現在どのような経過で進んでいますか。

(2) 統合後の各校の跡地利用の進め方は。

小中一貫校で統合が進んだ後の各校の跡地利用はどのように進める計画ですか。

3番目、新型コロナウイルス感染症の小中学校での感染状況についてお聞きします。

オミクロン株による新型コロナウイルスの感染が急激に広がっております。そこで、小中学校の感染状況について質問します。

(1) 児童生徒の感染状況は。

児童生徒の感染状況について、どのような状況ですか。

(2) 今後の学校行事予定について。

卒業式や入学式など今後の学校行事の予定について、既に中学校の卒業式は終わったのですが、コロナ禍での学校運営を踏まえて教えていただきたいと思います。

以上で、大きな3点、私からの壇上からの一般質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀敬議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、質問の2点目、河和南部小学校をはじめとする跡地利用についてをお答えし、御質問の1点目及び3点目につきましては教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、河和南部小学校をはじめとする跡地利用についての御質問の1点目、河和南部小学校の跡地利用の経過はについてでございますが、今月末に閉校となる河和南部小学校の跡地利用については、広報みはま12月号で町内事業者向けに公募型のプロポーザル方式で利活用の提案を募集するとともに、昨年12月13日に具体的な手続等についての公告を行い、町ホームページにおいても募集を開始いたしました。一部の新聞に掲載されたこともあって、民間事業者3者から問合せや詳細について説明を求められ、職員立会いの下、河和南部小学校の現地確認も行いました。

しかしながら、最終的に1月末の募集期限までに跡地利用案の提出に至ったのは1事業者のみという結果でございました。その事業者によるプレゼンテーションが2月10日、美浜町役場において、河和南部学区の区長などで組織をされる審査委員会で行われ、今後の事業計画、会社の理念や具体的な校舎の利用形態及び地域貢献案などが示された後、審査委員による採点を実施され、事業候補者を決定いたしました。

現在、町と事業候補者において、土地、建物や設備の詳細について協議中であり、順調に進めば、今後仮契約を締結し、6月議会で財産譲渡の議案を上程する予定でございます。

次に、御質問の2点目、統合後の各校の跡地利用の進め方についてはでございますが、本町では、急速な少子化により小中一貫校建設の目標が示されており、その実現に向けて学校再編に取り組んでいるところでございます。

したがって、昨年の6月議会でお答えしたとおり、貴重な学校の跡地を有効活用し、民間企業等への売却、あるいは貸出し等、町の歳出を抑えつつ、小中一貫校の建設財源を捻出できるよう、地域事情に配慮しながら検討を進めてまいります。よろしく申し上げます。

〔降壇〕

#### ○教育部長（夏目 勉君）

次に、河和南部小学校と河和小学校との統合についての御質問の1点目、事前交流の実施状況についてはでございますが、河和南部小学校の児童がこの3学期に学年別に河和小学校に出向き、各教室で一緒に授業に参加し、また、大放課を一緒に過ごすなど事前交流を体験することができました。

また、保護者の不安軽減のため、親子学校見学会についても2学期に学年別で実施いたしました。そのほか、特別支援学級同士でタブレットを活用したオンライン事前交流なども実施することができました。

次に、御質問の2点目、スクールバスの準備状況についてはでございますが、29人乗りのスクールバス2台を既に購入し、実際の登校時間にバスの乗り降りを体験するため、スクールバス登校練習も先日実施したところでございます。

なお、スクールバス2台は、旧河和南部公民館駐車場に専用車庫を設置し、ここを拠点に河和南部地区児童の毎日の登下校の際に運行活用してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の小中学校での感染状況についての御質問の1点目、児童生徒の感染状況についてはでございますが、本年2月以降、本町小中学校においても感染が拡大しており、これまで、小学校2校において学級閉鎖を実施しました。

小中学校においては、これまでも、毎朝の検温、適切な換気、前向き、黙食での給食、手指消毒の徹底など、基本的な感染予防対策に努めており、最小限に感染を抑えている状況であると考えていますが、今後におきましても、学校内、各家庭においても引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいります。

なお、現在は休校、学級閉鎖など実施している学校はございません。

次に、御質問の2点目、今後の学校行事予定についてはでございますが、小中学校の卒業式と入学式は、感染予防対策として教育委員のみ出席とし、町長はじめ来賓の参加は考えておりません。

なお、河和南部小学校の卒業式については、河和南部小学校閉校式も同時開催を予定しており、地元区長はじめ地域の関係者の方々の参加もお願いをしております。

今後のコロナ禍での学校運営に関しましては、先ほど申し上げました基本的な感染予防対策に加え、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動については基本的に控えるなど、慎重に検討してまいります。

#### ○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

では、一つずつ再質問させていただきます。

まず最初に、河和小学校と河和南部小の事前交流を実際に行ってきたわけですが、そのときの子供たちの反応はいかがでしたか、お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

事前交流でございます。これは3学期に実施をさせていただきました。具体的には、1月の下旬から5日間かけて学年別に開催をしています。これは学年別といたしますか、参加の児童の皆さんにアンケートを取っておりますので、そちらのほうで反応というのをお示ししたいと思っています。

一つずつ申し上げます。前は河和小に行くのが不安だったけれども逆に行くのが楽しみになった、あと、最初は不安で緊張していたけれども教室に入ったらみんなとたくさん話ができ安心した、学校に行くのが楽しみで、早く河和小に行きたいと思った、それから、もういつでも河和小学校に行けると思いましたなど、とても最初は不安に思っているのですが、一緒にクラスに入って授業を受ける、また、大放課で広い校庭で一緒に遊ぶということを経験して、不安が少しでも除かれたのではないかと考えております。

○8番（中須賀 敬君）

続きまして、親子見学会が開催されたという話がありました。その内容について教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

親子見学会でございます。事前交流は子供たち同士の交流、それから親御さんの交流ということで親子見学会、これも2学期、10月に4日間かけて学年別に開催しました。1、2年生は一緒にやっておりますので、4日間で開催しております。

内容でございます。学年別に大体90分ぐらい滞在時間を設けまして実施をしております。子供たちはバスで河和南部小学校から河和小学校に移動し、親御さんは直接来ていただきました。体育館で皆さん集まっていただきまして、河和小学校の校長先生の挨拶とその日の全体の行程の説明をしました。授業の2時間目を使いまして校内の見学、それから普通教室、例えば4年生ですと4年生の教室を見たりする。この親子見学会では一緒に入って授業するということはありませんでしたが、お母さん、保護者の方と一緒に教室も見させていただきました。

あと、職員室ですとか、理科室、音楽室など特別教室も見学することができました。あと大放課、これも限られた時間ではあったのですが、一緒に過ごすことができました。子供たちは大放課、一緒に校庭に出て遊んだりして、お母さん方、保護者の皆さんは体育館でいろいろな説明を受けるということを実施しております。

○8番（中須賀 敬君）

では、そのときの、子供さんはアンケートで先ほどどんなことだったか、事前交流の件も聞きましたけれども、保護者の方々の反応はいかがでしたでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

保護者の皆さんでございます。今現在、57名の児童が河和南部小学校におみえになりますが、ほとんどの保護者の方に来ていただきました。幾つか、保護者の皆さんにも後日、感想とか意見をいただいておりますので、御案内させていただきます。

子供たちが不安ながらも楽しそうにしている姿を見ることができ、安心しました。また、河和小学校を見学することで4月からの生活が少し実感することができました。あと、河和小学校に初めて行く子供の様子を隣で見ることができてよかったです。学校再編が決まった当初は不安な気持ちが多かったのですが、交流を重ね、少し

ずつ不安が解けていくのを感じ、見学会後、初めて子供から楽しみだという言葉聞くことができ、親が安心することができました。

以上でございます。

○8番（中須賀 敬君）

引き続き、スクールバスについての再質問をさせていただきます。

登校練習を行ったそうですが、そのときの練習の様子はいかがでしたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスでございます。新しいスクールバスを2台購入させていただきました。

登校練習につきましては、2月25日に行っております。実際のスクールバス乗り場、これは6か所がございますがスクールバス乗り場、そして実際の集合場所に集まっていただきまして、実際の登校ルートで登校練習、登校訓練を実施いたしました。当日はお子さんはもちろんのこと、保護者の皆さん、あと、既に募集をしておりますスクールガードの皆さん、これは長寿会とか地域の方がたくさんお見えになりましたが、その皆さんの見守りの中、初めてのスクールバスの登校をいたしました。少し時間に間に合わないお子さんも当日お見えになりましたが、それはまた、河和小学校に着いて、体育館でみんなで、遅れるとこういうことがあるということをお子さんも共有することができました。やっぱりうまくいくことばかりが学びではなくて、失敗することで学ぶことがたくさんありますので、いい登校訓練にはなったかと思っております。

○8番（中須賀 敬君）

何かいろいろあったというのが最後にありまして、その点、お尋ねします。

実際に登校練習をやりました。保護者の皆様も一緒にというか、それを見学して経験されました。そこで浮かび上がった具体的な課題とか問題点はありましたでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

参加の保護者の皆さん、あと児童、あと学校の先生方にも反省点を伺っております。私どもも、それぞれバス2台でございますので、古布のコースと矢矧・切山のコースがございますので、教育委員会からも私と指導主事がそれぞれのコースにその時間に行きまして、全現場を見てまいりました。

スクールバスの運行につきましては、保護者の皆さん、それから校長先生や教頭先生、あと区長さんも入っていただいたスクールバスの運行検討委員会というもので時間をかけてしっかりと議論をしてみんなで考えてきた計画でございます。それに基づいた登校練習がおおむねできましたので、特に大きな問題点というのは聞いておりません。

また、登校練習後に3月の頭にPTAの委員会がありました。河和南部小学校のPTAの委員会、今年度最後の委員会がありまして、それに教育部長と私が参加をさせていただきまして、出席のPTA会長はじめ保護者の皆さんから意見を聞きましたところ、非常にスムーズにいったということでありました。

また、全ての皆さんに聞いたわけでありませぬので、今でもそういった御意見とか改善点を集約して、当日、4月の最初の運行までにはいろいろな微修正をしたりしていきたいと思っております。大きな問題点はございませんでした。

○8番（中須賀 敬君）

現実に大きな課題は今のところないという話でしたので、それはいいことだと思うのですが、具体的に4月から毎日通学するときに集まって、先ほど話が出たように、ひょっとしてそのバスの時間に遅れてしまう子がいたりとか、具体的にいろいろな問題点、細かな問題点かもしれませんが出てくると思っておりますので、その辺は

今後の丁寧な対応をお願いいたします。

続きまして、スクールバス2台を購入しましたが、運転される方はどのような方にどのようなふうでお願いするのか教えてください。

**○学校教育課長（近藤淳広君）**

スクールバス2台でございます。スクールバスは本町においては、既に野間小学校で小野浦、また内扇の児童の送迎をスクールバスで行っています。また、町内には行ってきバスなどもございまして、そういった野間小学校でのスクールバスや行ってきバス同様、民間業者への運行の業務委託をいたしまして、安全な運行に努めてまいる予定をしております。

**○8番（中須賀 敬君）**

それでは、そのスクールバスの件でもう一つ質問させていただきます。

6か所スクールバスの乗り場があるということでしたけれども、その目印というか、バス停みたいなものとか、何かそういう明らかになる表示は用意しているのでしょうか。

**○学校教育課長（近藤淳広君）**

6か所のバス停でございます。これは矢梨・切山コースで3か所、古布のコースで3か所ございます。6か所のうち4か所は行ってきバスのバス停と同じ場所を兼ねております。これも以前の議会でも答弁させていただきましたが、行ってきバスは非常に安全な場所にバス停を設置しておりますので、6か所のうち4か所についてはちょうどいい場所がありましたので、同じところを設定しております。

例えば、切山・矢梨コースでいいますと切山の千歳の家の前、これも巡回バスの同じ場所でございます。それから、漁村センターもバス停がございます。あと、河和南部文化交流館、これは旧南部保育所でございますが、こちらのほうはもともとバス停ではありませんので、安全なところにスクールバスというような目印の看板を設置する予定をしています。

なお、既に巡回バスのバス停になっているところもスクールバスというような目印を看板の下に、子供の目線の見やすい位置に分かりやすい色、カラーのものを設置する予定をしております。

それから、古布コースでございます。始発が7時37分に出発するんですけれども、古布コースは憩いの家を出発します。これも行ってきバスのバス停がございます。続いて、憩いの家から古布の信号のところ、駐輪場があるんですけれども、そちらもいい、雨もしのげるところがありますので、そちらも行ってきバスのバス停を兼ねております。新たにフィールドのところ、これは屋敷から今までは国道を渡って河和南部小学校に行く必要がありましたが、国道横断はちょっと危ないだろうということで、渡らずにフィールドのところバス停を設けます。既存の行ってきバスのバス停は少し太陽光に近いところになりますので、フィールドの歩行者入り口のところが少し待機できるスペースがあったものですから、そちらに新しいスクールバス乗り場的な看板を設置しまして安全に乗っていただく準備をしています。

これから、まだ今現在ついておりませんが、今年度内にはスクールバスという目印のバス停を合計で6か所設置させていただきますのでよろしく申し上げます。

**○8番（中須賀 敬君）**

先ほども申し上げたように、子供たちが、あるいは父兄の皆さんが安心して小学校に通学でき、楽しい小学校生活を送れるように、スクールバスはもちろんですけれども、いろいろこれから問題点が出てくると大変でしょうけれども、適切に親切に対応してください。よろしくをお願いいたします。

続きまして、跡地利用についての再質問をさせていただきます。

先ほどの町長答弁によると、2月10日に事業者によるプレゼンテーションが行われたそうですが、その採点基準はどのようなものだったかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○総務課長（大松知彰君）

2月10日に行われましたプレゼンテーションの採点基準につきましては、大きく分けて3つの基準で審査委員の方に選考していただきました。1つ目は公募の趣旨に合致しているかどうか。町が求める地域の活性化や発展が含まれているかどうかを見させていただきました。2つ目は提案要件を満たしているか。こちらについては、基本的な公序良俗に反するような事業ではないかと、地域のつながり、あるいは災害時に避難所等として町に御協力いただけるかといった基本的な内容について要件を満たしているかどうかを見させていただきました。3つ目は実現可能なものであるかどうか。今回の提案は、いわゆるまちづくり計画的なビジョン的なものではなくて、河和南部小学校閉校後、いかに現実的に活用していただけるかという具体的な案が必要でございましたので、実現可能なものかどうかを見させていただきました。それら3つの項目について、さらに細分化された15の審査項目が設けられており、それぞれを5段階で評価して採点する方式で実施されました。

具体的な審査項目について幾つか御紹介させていただきます。事業計画に対し創意工夫による意欲的な提案がなされているかどうか、施設周辺の地域活性化や発展に効果が高く、期待できる提案であるかどうか、地域の景観への配慮が図られ、騒音、悪臭等の生活環境の悪影響はないかどうか、応募事業者の財務状況は健全かどうかなどの審査項目をもって審査員の方に採点していただきました。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、採点基準などについては今の説明で分かりましたが、具体的にどのような事業者がそうなったのか教えてください。

○総務課長（大松知彰君）

応募された事業者の事業内容、業種について御説明いたします。

その事業者は主に磁力、磁石の力を使った最先端の技術開発を行っている会社で、その磁気工学に基づいて開発した技術を自動車ですとか医療機器といった様々な業種の製品に組み込んでいただいて、使ってもらうことによって自社で取得した特許による収入を収益の柱とする、いわゆるライセンスビジネスを行う会社でございます。河和南部小学校の校舎の跡地においては、各教室をテーマごと、技術開発の研究部屋のような形で使うことを想定していると伺っております。

○8番（中須賀 敬君）

では、その事業者が河和南部小学校跡地で事業を行うことによる地域活性化の効果をどのように見込んでいますか。

○総務課長（大松知彰君）

ただいまの地域活性化の効果についてお答えいたします。

まず、その事業者そのものが納めていただく法人税ですとか固定資産税というものが直接町に入ってくることが期待されます。また、雇用について地元の方をぜひ採用したい旨のことをおっしゃってございましたので、雇用についても期待するところでもあります。また、直接的な効果ではありませんけれども、先ほどお答えしたとおり、基本的には特許による収入をなりわいとしている事業者ですので、その特許を使って製品開発を行うメーカー、あるいは取引先が美浜町に興味を持っていただける可能性があります。また、その事業者は現在名古屋市で事業活動を行っておりますけれども、市内の大学と提携して様々な研究ですとか開発を行っている聞いております。美浜町に来た後もぜひ地元の大学と積極的に提携をしたいという意思表示をされておりますので、町として今後

何らかの仲介的な役割ができる可能性があります。

ただ、現段階で何か具体的なプランがあるわけではありません。町としては、目先の利益といいますか収入よりも、地域に根を下ろしていただいて、長期間にわたり安定的な企業活動をしていただくことを望んでおりますので、町としてできることがあればその都度対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、その事業者が河和南部小学校の跡地に入るスケジュールは、分かる範囲で結構ですのでお答えください。

○総務課長（大松知彰君）

スケジュールについてお答えいたします。

まず、3月までは河和南部小学校の最後の一月になりますので、授業はじめ様々な、卒業式ですとか閉校式があります。これらの行事に支障があることがあってはなりませんので、本格的に準備を始めるのは4月以降となります。

具体的には、その事業者と河和南部小学校の跡地について、運動場や体育館などの住民サービスのためのエリアと校舎建物とその周辺の土地の企業エリアという、土地を分ける協議を行います。協議が整いましたら、土地の分筆を行う予定でございます。それと並行して電気ですとか水道等インフラの詳細、その他もろもろについて合意に達したら仮契約を締結して、先ほど町長の答弁にもありましたように、順調にいけば6月議会において財産譲渡の議案を提出させていただく予定でございます。その案を議会の皆様にお認めいただきまして、実際に譲渡が完了しましたら、登記等を行って事業者が譲渡後に研究開発を行うため、校舎の改修工事、内装等、事業活動のための改修工事に入る予定であります。

○8番（中須賀 敬君）

最初の質問でも申し上げましたように、これから小中一貫校に向けて進んでいく、その跡地利用の最初になるのがこちらの河和南部小学校ですので、ぜひ予定されている事業者の方が今の話にもありましたように末永くいい研究開発、技術開発をしていただけることを願って、この件に関しての質問は終わらせていただきます。

続きまして、小中学校の感染状況についてでございます。

先生方や保護者の皆さん方の御協力により最小限に感染を抑えているということがよく分かりましたが、先生方の3回目ワクチン接種について、本町の対応はどうされていますか。

○教育部長（夏目 勉君）

ただいまの御質問、3回目のワクチン接種の学校の教職員の先生方の状況はという御質問かと思えます。

3回目のワクチン接種につきましては、本町はもちろんなのですが、近隣市町におかれましても既に接種券が送付されております。そうした中で、基本的にはお住まいの自治体で御自分で予約を取っていただいて接種していただくという形を取っております。

しかしながら、自治体の事情、また、本人さんのスケジュールの都合等々で自分のお住まいの自治体よりも本町で予約が取れる日程のほうが早く打てるというような場合については、本町で打てるような調整をワクチン担当の健康・子育て課と調整を取りまして打てるようにしております。もう既に先月の2月からそういった形を取っておりますので、先生方も御自分の御都合に合わせて本町で打てるような体制となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

先ほどの御答弁で、卒業式や入学式は来賓の参加はないということでしたが、その場合、保護者の方の参加と在校生の方の参加はどうなっていますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

卒業式、入学式でございます。これは1年の中でも、学校行事で最も大事な行事に位置づけされております。私どももそうなのですが、ほかの自治体も含めて、密を避けるということが学校内で行われております。今年度につきましても最小限の人数で行うということで、来賓の方、町長はじめ皆さんは出席はお断りをしておりまして、教育委員のみの出席とさせていただきます。

御質問のありました保護者の皆さんですとか在校生の皆さんの出席でございます。子供たちにつきましては、基本的には在校生は参加していただきますが、学校規模によっては参加をしないところもあります。例えば先日3月3日に行われた中学校の卒業式でございますが、河和中学校は保護者2名までで在校生の出席はありませんでした。野間中学校は同じく保護者は2名までで在校生はありでございます。

一方、小学校もこれから卒業式を迎えます。小学校につきましては、河和小学校はやはり規模が大きいので、在校生は保護者のみとさせていただきます。あとの学校はおおむね在校生も参加、もしくは高学年だけ参加という学校もございます。保護者の皆さんは2名までとしているのですが、河和南部小学校につきましては、今回閉校式を兼ねておりますので、保護者の皆さんの制限といいますか、卒業生の保護者だけではなくて、実は在校生の保護者も御案内をする予定だということをお伺いしております。入学式においても同様でございますので、よろしく願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、今、少し話が出ましたが、河和南部小学校の閉校式が卒業式と同じ日に開催されるそうですが、具体的にどのような感じになるのか、もし分かっていることがあれば教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

河和南部小学校の閉校式でございます。卒業式と同様、3月18日に行う予定をしております。これも感染のいろいろな状況ですとか、まん延防止等重点措置等において変化しておりますが、現在学校からいただいている内容について御案内させていただきます。

出席者は、卒業生を含めた児童が57名でございます。来賓でございますが、町長、それから地元の町会議員の皆さん、また区長の皆さん、あと民生委員さんや毎日登下校を見守っていただいている交通指導員の方々やお世話になった地域の方含めて20名ほど来賓を予定しているとお伺いしております。

式典の内容につきましては、コロナ前の通常の卒業式のような内容で御挨拶をしていただくような内容を今考えていると聞いておりますのでよろしく願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

本当にこれから小中一貫校に向けて、いろいろな形が出てくると思います。今回の山本先生のことでもございましたので、まだまだたどり着くまでにはいろいろな紆余曲折があると思いますが、ぜひ子供たちの明るい未来のためになるように、各それぞれの立場で御支援していただけるとありがたいと思います。

これで私の一般質問及び再質問は終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席にお戻りください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで換気を含む休憩を取りたいと思います。再開を10時5分といたします。

〔午前9時51分 休憩〕

〔午前10時05分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 山本辰見議員の質問を許可いたします。山本辰見議員、質問してください。

〔1番 山本辰見君 登席〕

○1番（山本辰見君）

1番 日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、既に届けてあります通告書に基づき、順次質問いたします。

今日は、大きく言って3点でございます。

1点目が新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

質問通告しました2月10日時点での美浜町の感染者数は延べ430人でしたが、これは正月明けに一気に増えて1月90人だったのが、少し古い日付です、3月1日の時点では593人にまで増えていました。当然今日は9日ですので、その後増えています。非常に住民の皆さんの心配が広がっております。

国から支援が計画されている新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用などについてお尋ねします。

1点目は、保育所、小学校でクラスターになった場合の休園や休校、あるいはクラス閉鎖などについての基準はどうなっていますでしょうか。また、関連して、保護者、地域への周知はどのように考えていますでしょうか、お尋ねします。

次に、小中学校が休校になった場合の児童生徒へのタブレットの活用はについてでございます。

現在、タブレットの活用は校舎内のみとされておりますけれども、もし今後、小中学校等で休校になった場合の児童生徒へのタブレットを使ったオンライン授業等はどのように準備されているのでしょうか。

続きまして、2点目です。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用でございます。

2月16日の臨時議会で、新型コロナ対応の臨時交付金で国の子育て世帯臨時特別給付金対象外、いわゆる所得制限を超える方々の家庭の児童、18歳以下1人当たり10万円の給付が可決され、もう既に手続されていると思っておりますけれども、今後この新型コロナ対応の地方創生交付金による対応はどのように準備されているのでしょうか。

次に、大きく3点目ですけれども、カーボンニュートラルに向けた美浜町の地球温暖化対策についてでございます。

日本政府は2021年4月に炭素の排出量を2030年度において2013年度に対して46%の削減を行い、また、2021年10月にはエネルギー基本計画を発表しまして、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すとの宣言がありました。この課題は、政府や環境省だけではなくて、各自治体や企業、団体、多くの市民、町民の参加がなければ達成できない課題です。町の取組についてお伺いします。

計画を実行するに当たって、町としての取組並びに企業、団体や町民に対する呼びかけなどについてどのように考えているのでしょうか。

また、次の点ですけれども、美浜町の地球温暖化対策実行計画を策定する計画はどうでしょうか。

私は、美浜町としても地球温暖化対策実行計画を策定する必要があると考えます。現在、これに関してどのよ

うな取組を準備しているのでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

山本辰見議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の2点目、3点目についてお答えし、御質問の1点目、保育所、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策についてにつきましては教育部長から答弁を申し上げますのでよろしくお願ひします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてでございますが、この臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに感染拡大で影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、安心・安全に暮らすための総合経済対策費として、また、コロナ克服・新しい時代の開拓のための経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて事業が実施できるように国から支給される交付金となります。

本町といたしましては、この臨時交付金を活用して、今までに休業補償の協力金の支援事業、それからG O G Oプレミアム飲食券事業、また、大学生等応援事業、また、サテライトオフィス等誘致事業などを実施してまいりました。

今後引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と同時に地域経済の立て直しに関する施策の活用を考えております。

次に、カーボンニュートラルに向けた美浜町の地球温暖化対策についての御質問の1点目です。

カーボンニュートラルに向けた町の取組はについてでございますが、カーボンニュートラルとは、人間活動における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量とそれに見合った二酸化炭素等の吸収や除去による埋め合わせの量を同数にする考えを指すものでございます。

現在行っている本町の取組としては、初めに、可燃ごみの減量化が上げられます。ごみの再資源化、生ごみの堆肥化または食品ロスの削減などを進めることによって燃やすごみの量を減らし、二酸化炭素等の発生を減少させることができます。また、防犯灯のLED化や公共施設照明のLED化、ふだんの公務での節電、ゴーヤやアサガオを使った緑のカーテン事業などにも取り組んでおります。

これらは二酸化炭素等の発生そのものを削減する取組となりますが、もう一点、森林が持つ二酸化炭素等の吸収能力も忘れてはなりません。本町の基本理念である自然との共生、すなわち、緑豊かな自然を残す取組もカーボンニュートラルに向けた重要な施策の一つと考えております。

次に、御質問の2点目、美浜町の地球温暖化対策実行計画の策定状況はについてでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の第1項に示す市町村が行う事務や事業についての実行計画、いわゆる事務事業編については、本町では平成26年度から策定し、町のホームページでも紹介しております。

議員御質問の趣旨は第21条第3項に定める区域施策編のことと思いますが、この計画は都道府県や政令指定都市及び中核市に計画の策定が義務づけられており、その他の市町村については努力義務となっていることから、現在本町では策定はしておりません。

区域施策編は、自然的社会的条件に応じて二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減等を推進するための総合的な計画でありまして、住民の生活様式はもとより、議員おっしゃるような町内の会社、工場、施設、店舗

をはじめ、農業、漁業などの経済活動を含み、町外からの通勤者、通学者、観光客など全てを対象とした大きな計画であります。計画の策定に当たっては、美浜町の自然条件や社会情勢に合ったものとしなければならないことから、近隣市町村の策定状況を注視しながら、計画の策定を含め、慎重に検討をしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、保育所、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の1点目、保育所、小中学校の休園、休校の基準はについてでございますが、学級閉鎖の判断基準については、県より統一の基準が示されており、愛知県緊急事態措置等の状況により見直しや変更のある場合もございますが、現在は直近3日間で、1つ目としまして、感染者が3名以上判明した場合、2つ目としまして、感染者、その感染者と濃厚な接触をした可能性のある者（いわゆる濃厚接触者）及び未診断の風邪等の症状を有する者が合わせて学級の15%以上いる場合、3つ目としまして、その他、設置者が必要と判断した場合としております。

学年閉鎖については、複数の学級を閉鎖するなど学年内で感染が広がっている可能性が高い場合としております。また、臨時休校については複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合としております。なお、保育所につきましても、この小中学校の判断基準に準じております。

また、保護者や地域への周知でございますが、学級閉鎖等の際には、報道機関への情報提供と町ホームページでの掲載をしております。保護者の皆さんへの情報提供については、学校、保育所から直接電話やメール等で、偏見や差別が生まれないよう、個人情報保護に配慮した情報提供をしております。

次に、御質問の2点目、小中学校が休校になった場合、児童生徒のタブレット活用はについてでございますが、国のGIGAスクール構想により、昨年度1人1台のタブレット端末を全ての小中学校に整備いたしました。タブレットを使ったオンライン授業につきましては、学校内での学習はもとより、休校になった場合には児童生徒が自宅にいてもオンラインで授業することができるよう準備を進めており、今後試行的に実施し、検証してまいりたいと考えております。

○議長（横田 貴次君）

再質問はありますか。

○1番（山本 辰見君）

それでは、1点目の今、教育部長から答弁のあった内容についてから再質問させていただきます。

2点目の小中学校のタブレットを使ったオンライン授業を準備されているということですが、いわゆる家庭の中にはWi-Fi環境のないところもあると思うのですが、今の実態はいかがでしょうか。

○学校教育課長（近藤 淳広君）

タブレット、またオンラインを活用した授業の展開でございます。

家庭でのWi-Fi環境でございますが、各小中学校において家庭環境でのWi-Fi環境調査というのを実施しております。家庭にインターネット環境のない世帯、全小中学校で16世帯ございました。一番児童数の多いのが河和小学校でございますが、河和小学校で4世帯ございました。

なお、中学校では全世帯でWi-Fi環境が整っておりますのでよろしく申し上げます。

○1番（山本 辰見君）

全体としては相当数の世帯がうちに帰ってもいわゆるタブレットを使えるというか、学校との連絡が取れると

思うわけですが、今16世帯とありました、この環境整備に当たって例えばそれを補助金を考えると、あるいは町でルーターというか、端末の補助金を用意してそれを貸し出すとか、そういう環境整備についての今後の取組はどのように考えていますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

Wi-Fi環境のない家庭への支援等の対策についてということでした。

現在、ルーター等の貸出しは本町では行っておりません。他の自治体ではそういったサービスが行われている自治体も出ております。

現在どのような対応を考えているかということにつきましては、オンライン授業等になった場合、Wi-Fi環境の整っていない世帯の児童につきましては学校に登校していただきまして、学校が一番、実はそういった環境が整っていますので、感染対策をしっかりとした上で教室など、端末を使ってオンライン授業を受けるということをご想定しています。

なお、ルーターの貸出し等につきましては、今後、近隣の市町の動向をしっかりと検証しながら、参考にして検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○1番（山本辰見君）

今、うちにない場合は学校に来てもらうと、それも一つの案だと思いますからそれはそれでいいと思うのですが、ぜひ今後も、学校だけではなく、役場からのいろいろな通信のことでいくと各家庭にWi-Fi環境がある、ネットなんかをつなげる環境を応援してあげることも大事かなと思います。それはそれでまた検討していただきたいと思ひます。

それでは、次の2点目の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてでございますけれども、これまでに支給された合計金額というのは幾らぐらいになるのか。金額というか、新しい4年度のことはまた後で聞きますけれども、内容について説明してください。

○企画課長（戸田典博君）

それでは、今までに交付された交付金額の総額につきまして御回答させていただきます。

まず、こちらの交付金、令和2年度の7月に第1次からありまして、令和2年度で3回交付されました。令和2年度の合計といたしましては3億2,369万5,000円、また、令和3年度におきましては2億3,491万9,000円、合計いたしまして、今まで美浜町、令和2年、令和3年度で5億5,861万4,000円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付がございました。

○1番（山本辰見君）

先ほど町長からも答弁で幾つかこういうことをやったというのがありましたけれども、いわゆる金額はさることながらどんな内容のことをやってきたのか、もう一回細かい説明をお願いしたいと思ひます。特にサテライトオフィス誘致事業というのを、ちょっとその中身も含めてお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

活用した事業につきましての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁から休業補償の協力金の支給事業、こちらはコロナで困っておる事業者に対しまして、町、県と協力しながら補助金等の交付を行った事業となります。また、併せて企業、個人の理美容、美容業界の休業補償の協力金としてお支払いした事業でございます。

また、GOGOプレミアム商品券事業につきましては、商工会と協力しまして、町内の飲食店等で利用できる飲食券の発行事業となります。

併せて、大学生等応援事業につきましては、日本福祉大学への協力金とあと美浜町に住んでいらっしゃいます大学生、また、親御さんが住んでおられて町外におられます大学生に対して美浜町の大学生を応援しようという事業となります。

最後に、サテライトオフィス事業につきましては、こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークや事業の拠点分散型、本社から離れたところで働きをするという働き方改革の一環でもございますが、そのニーズが高まっている中、本町にもそういうサテライトオフィスを造っていただくために、本町の地域資源であります大学などの教育機関、また、旅館等の民宿等の洗い出しを行いまして、その地域資源に連携したターゲット、ただ来てくださいと言うだけではなかなか企業も美浜町を選んでくれませんので、美浜町にはこんな資源がありますよということのメリットを明確にした誘致戦略を策定する事業となっております。これにより新たなビジネス等の創出、地域経済等が発展できればと事業をやらせていただきました。

○1番（山本辰見君）

今、最後に説明がありましたサテライトオフィス等の誘致事業、具体的には進んだというか、会社の名前は結構です、こういうところが対応して応援したというのがありますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

サテライトオフィス事業についてでございますが、現在この事業につきましては、令和3年度事業でありまして、今月末までの契約となっております。

今回、この事業をやっていくに当たり美浜町の分析をしたところ、やはり美浜町、今からももちろん運動公園を核とした事業にあつては新ビジネス、あとほかに今までの美浜町の形態を見ますと、結構美浜町は福祉に従事した部分も今後サテライトオフィスとして起業ターゲットを絞っていくメリットがあるのではないかと現在の状況が出ておりますので、また3月末に正式な結果が出てくるかと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○1番（山本辰見君）

それでは、次の新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金でございますけれども、先ほど合計で5億5,861万4,000円の交付があったということですが、4年度にずれ込むのはどのくらいあつて、今度予算の審議もするわけですが、具体的にはどんなことを考えていますでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

令和4年度にこちらの交付金の繰り越す金額につきましては、現在2年度、3年度で実施した残りというのですか、残金といたしまして、8,990万8,000円を予定しております。先ほど令和4年度の事業になりますが、今後また新年度の予算の中で検討していただく内容、主にこちらの交付金が交付される最も重要な、やはりコロナを感染させないためにはどういう事業が必要かとか、そういうことを各課でまた担当課で協議して令和4年度の予算にも上げさせていただくものもありますし、また今後補正を取らせていただいて新たな事業を行う予定をしておるものもございますのでよろしくお願いをいたします。

○1番（山本辰見君）

それでは、次のカーボンニュートラルに向けた、いわゆる地球温暖化対策についてでございますけれども、実は隣町では、皆さん御承知のように全国的にも問題になっているというか、石炭火力発電所があります。大きな課題だと思いますが、美浜町では特に大きなそういうのはないのですけれども、率直に東に食品工場、西には鋳物の工場があるのですけれども、そこで使われている燃料というのか、そういう心配がないのかというようなこと、大きな企業はその2つぐらいですから、それはどの辺までつかんでいきますでしょうか。差し支えない範囲でお答え願いたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

ただいまの質問ですが、町内東西にある食品工場と鋳物関係の大きな事業所の主な使用燃料というのは何かという内容でよろしいかなと思いますけれども、今、東のという形で山本議員がおっしゃいましたが、その食品工場におきましてはL Nガスがほとんどで99%、ほかにL Nガスを用いた自家発電も行ってございまして、電力会社から購入する電気はほとんど使わず、一方、西の鋳物関係の事業所というふうにおっしゃりましたが、こちらは電気、L Pガス、灯油を使用してございまして、電気が一番多く、その次がL Pガスというふう聞いております。

○1番（山本辰見君）

そういう意味では、いわゆる排出ガスの問題には相当配慮しているのだなと思いますので、評価するという言い方はないですけれども、理解しました。

それから、次の地球温暖化対策実行計画について御質問します。

これについてはまだ慎重に検討するということでしたけれども、5市4町の状況はどんな具合なのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

地球温暖化対策実行計画で、今の御質問の中では区域施策編のほうかと思えます。5市4町の策定状況でございますが、今年度、令和3年度に1つの自治体が策定に着手しておるところとなっております。

○1番（山本辰見君）

今、具体的な町名は出てきませんでした。私、知り合いの議員から聞いて、武豊町ではこれをつくっているのではないかなと思ったのですが、先ほどの令和3年度に始めた、東海市なのかなと思うのですけれども、5市5町がここはやっている、ここはやっていないというのは、計画があるとかいうのはどうでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

私が今申し上げました1つの自治体というのは、ホームページのほうでも今パブリックコメントを実施しておりますのでこの場で申し上げてよろしいのかなと思いますので、今、私の答弁の持っておる町のほうは武豊町となります。

そのほかの自治体におきましては、これはまだそれぞれの自治体ごとの考え等もございまして。この場でちょっと申し上げるのはどうかと思いますので、答弁を控えさせていただきます。

○1番（山本辰見君）

そういう面ではまだ始まったばかりというか、今後の大きな課題だと思いますけれども、先ほど齋藤町長の答弁の最後のところで、近隣市町の策定状況を注視しながら、計画の策定を含めて慎重に検討していきたいということでしたけれども、私には慎重ということは非常に、きつい言い方をしますが、後ろ向きではないかというふうに私はそう捉えたんですけれども、いかがでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ただいま地域施策編の策定状況も今お話の中でやり取りさせていただきました。山本議員からもまだ始まったばかりで、いろいろそれぞれ市町ごとで計画というのはまちまちであるということも今、御理解いただけたのかなと思っております。

確におっしゃるとおり、それぞれ今後、策定の計画がある自治体もありますけれども、ただ、都道府県あるいは政令指定都市及び中核都市以外の市町村では今のところ努力義務という形になっていることから、策定そのものの予定が現段階ではまだないよという自治体があるのも事実でございます。

そうしたことも踏まえまして、本町としましては近隣自治体の策定状況を注視しながら、それぞれ市町間で情報交換していくことはできますので、そうしたことを行っていきながら、策定の有無も含めて引き続き検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

質問というよりも意見ですけれども、実はこれに関連しては当然太陽光発電の問題、これは私たちはぜひ進めていきたいと思っているのですが、山を削って、あるいは木を切り倒してのそれはどうなのかとか隣の町でも課題がありました。課題というよりも、そういうこともきちっと対応しながら再生エネルギーを活用する、ただし自然をきちっと守ると。

答弁にありましたように、森林の二酸化炭素吸収の問題も大きな課題だと思いますから、それらも含めたいわゆる排出ガスの対応だけではなくて、自然環境を守るという立場からこの温暖化対策実行計画というのをぜひ検討して策定するようにお願いしたいと思います。答弁は結構です。

以上で、私の再質問も含めて終わりとします。ありがとうございました。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席にお戻りください。

〔1番 山本辰見君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで休憩及び換気を行いたいと思います。次の再開を10時55分といたします。

〔午前10時38分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 大寄暁美議員の質問を許可いたします。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

皆さんこんにちは。7番 大寄暁美です。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

今回は、大きく2つの質問をいたします。

まず最初に、総合型地域スポーツクラブ「みはまスポーツクラブ」について伺います。

令和2年9月にスポーツ庁より、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が通知されました。そこには、令和5年度から中学校における休日の部活動を段階的に地域に移行すると記されています。この通知では、教員の負担軽減を図るとともに、スポーツの指導に意欲を有する地域の人材の協力を得て休日の部活動が地域で実施できる環境を整え、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るとなっております。そしてその中で、地域での部活動の運営主体の一つに総合型地域スポーツクラブが考えられるとしています。

そこで、本町の総合型地域スポーツクラブであるみはまスポーツクラブを中学生の部活動の受皿に、また、既に部活動がなくなっている小学生のスポーツの場となるように育成する必要があると考えます。みはまスポーツクラブの現状や今後どのように育成し、発展させていくかについて質問します。

1、みはまスポーツクラブの現状は。

現在コロナ禍で思うように活動ができていないと思いますが、会員数、教室、講座など活動状況、会費等の現状を教えてください。

2、今後、部活動の受皿となるように育成する考えは。

教員の負担軽減だけでなく、少子化により各学校で部活動が行えない状況に対処するためにも、みはまスポーツクラブを今以上発展させ、子供たちのスポーツの場をつくるのが急務と考えますがいかがでしょうか。

2つ目は、安全・安心につながる住民間の絆づくりについてです。

1年前に策定された第2期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つに、「安全・安心につながる住民間の絆づくり」があります。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止により地域での交流の機会が失われています。私は昨年、みはま地域大学、みんなの減災カレッジを受講しました。そこで防災減災活動の支援、被災地支援をされている園崎秀治先生の講義を受けました。その中で、被災をしたら共助が機能する地域かどうかは鍵となる、そのため、ふだんから身近なところに助け合いのネットワークをつくるのが最強の防災になると話されていました。

防災の面だけでなく、子育て、介護、自殺対策など、様々な課題の対策の一つとしてつながりが上げられています。国も、コロナの感染拡大により社会に内在していた孤独、孤立の問題が顕在化、深刻化しているとして、孤独・孤立対策担当室を新設しました。その基本方針の一つに、「人と人とのつながりを実感できる地域づくり」としています。

そこで、コロナウイルスの収束を見据えて、今後どのように住民間の絆づくりに取り組むかをお聞きます。

1、住民間の絆づくりの現状や課題は。

新型コロナウイルス感染拡大防止により活動が制限される中、地域における多世代の交流の現状はどうか。また、どのような課題がありますか。

2、今後の取組は。

コロナ禍によりこれまで培ってきた地域のつながりが希薄になってしまったことが懸念されます。今後、住民間の絆づくりに対してどのような取組を考えていますか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

#### ○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

#### ○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の2点目、安心・安全につながる住民間の絆づくりについてお答えをし、御質問の1点目、総合型地域スポーツクラブ「みはまスポーツクラブ」についてにつきましては、教育部長から答弁を申し上げますのでよろしく願いいたします。

初めに、安全・安心につながる住民間の絆づくりについての御質問の1点目、住民間の絆づくりの現状や課題はについてでございますが、現在、本町では第2期美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定期間中であり、この戦略として、1つ目、「自然資源を活かした交流人口の増加」、2つ目が「女性や高齢者（だれも）が働ける場づくり」、3つ目、「住んでよかったと実感できる子育て環境の充実」、そして4つ目が「安心・安全につながる住民間の絆づくり」のこの4つを基本目標として進めております。

住民間の絆づくりとして、コミュニティハウスの創設などにより多世代が交流し、支え合い、分かち合えるま

ちの実現を目指し、また、郷土愛の醸成と全国に美浜町ファンを獲得する住んでよかったと実感できる絆づくりプロジェクトに取り組むことしております。しかし、現在の交流の現状については、議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、当初予定をしておりました子ども食堂などの多世代交流事業ができない状況であります。

また、本町に限らず多くの地域で区長会等の地縁団体への加入率の低下や地域住民の価値観の多様化、またプライバシー意識の高まり、地域への愛着の低下などによって地域へのつながりが希薄になっている傾向があることや、人口減少が進む中、地域伝統の保存や継承が非常に難しくなっていることが現状であり、課題だと考えております。

次に、質問の2点目、今後の取組はについてでございますが、地域を支える組織や仕組みが今以上に衰退していかないよう、町民が自ら企画提案をした活動を支援するまちづくりエンジョイぷらん交付金の活用や町内で活躍する各団体がお互いに協力できる仕組みづくりを中間支援団体とともに実施してまいります。

また、今年度初めて、未来を担う若者が様々な業種と交流できる機会として若者異業種交流会を実施する予定でありますのでよろしくお願いをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

[降壇]

#### ○教育部長（夏目 勉君）

次に、総合型地域スポーツクラブ「みはまスポーツクラブ」についての御質問の1点目、みはまスポーツクラブの現状はについてでございますが、みはまスポーツクラブは平成24年9月に本町と日本福祉大学が共同で設立し、平成31年4月に一般社団法人として法人格を取得しております。現在は、主に多世代を対象とした運動、スポーツ教室を実施しております。

御質問のみはまスポーツクラブの状況につきましては、まず、会員数は1月末現在で280名でございます。活動状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により教室などの会場となる総合公園体育館が休館するなどしたことにより予定していました教室の中止など、事業計画を大幅に変更することとなりましたが、そのような中でもヨガ教室など24教室を開催することができました。

なお、会費につきましては、各教室の回数や開催場所、内容により様々な形態となっております。

次に、御質問の2点目、今後、部活動の受皿となるように育成する考えはについてでございますが、令和2年3月に策定した美浜町スポーツ推進計画で子供のスポーツ環境の充実が目標の一つとされております。みはまスポーツクラブだけではなく、スポーツ少年団、スポーツ協会、スポーツ推進委員会などと連携、協力し、また、町のスポーツ推進事業の一つでありますスポーツリーダーバンク事業の充実を図るなど、子供たちとのスポーツの場をより多く提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

#### ○7番（大寄暁美君）

それでは、みはまスポーツクラブについてから再質問をいたします。

まずは、答弁では会員数が1月末で280名とのことでしたが、280人の年代について教えてください。

#### ○生涯学習課長（山本圭介君）

年代別の会員数につきましては、まず、幼児が47名、小学生は40名、中学生は1人、それから65歳までの方が84名、あとは65歳以上の方が108名の合計280名でございます。

なお、高校生、大学生の会員の方は現在おりません。

○7番（大嵯暁美君）

現在、幼児や小中学生向けの教室はどのぐらいありますか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

幼児、小中学生児童向けの教室でございますけれども、令和3年度の24教室のうち、4歳児と5歳児を対象としたキッズウェルネス教室がそれぞれ1教室、それから、小学生を対象としたランニング教室、あとは小学生以上の方を対象とした子供のゴルフ教室の4教室がございます。

○7番（大嵯暁美君）

それでは、スポーツクラブに参加するに当たりの費用ですけれども、会費と参加費があるようなのですけれども、違いは何でしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

会費と参加費の違いでございますけれども、まず、会費はクラブの会員になるための登録料でございます、これは毎年お支払いをお願いしておるものでございまして、会員になっていただかないと教室に参加できない仕組みとなっております。

また、参加費でございますが、会員になっていただいた方が各教室に参加する場合に支払っていただくものでございます。

○7番（大嵯暁美君）

それでは、現在のスポーツクラブの問題点や課題は何でしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

現在のクラブの問題点、課題でございますけれども、このスポーツクラブは平成31年に法人化されておりますが、先ほどの答弁でもありましたが、コロナ禍により教室が開催できないことがあるため、クラブの最大の収入源であります教室の参加費が非常に少なく、現在経営が不安定となっております。

また、今、事務局長とクラブマネージャー1名の2名で運営しておる状態で、人員不足が問題となっておりますけれども、収入が少ないため、人件費が捻出できない状態です。新たなスタッフを募集できない状態となっております。

こうしたことから、収益を上げて人員不足が解消されるなどクラブ運営が軌道に乗っていただけるよう、町としても支援してまいります。

○7番（大嵯暁美君）

今のお話でコロナですごく運営が大変なのがよく伝わってきました。

では、今後の運営についてもう少し質問したいと思います。

第1答弁で、子供のスポーツ環境について、みはまスポーツクラブだけでなく、スポーツ少年団、スポーツ協会など幾つかのスポーツする場があるとお答えいただきました。しかし、答弁にありましたとおり、みはまスポーツクラブはほかの団体と違い法人格があり、そのため、収益を上げてさらに活動を広げることができません。この点がみはまスポーツクラブに期待し、注目するあたりです。

今回この質問をするに当たり、全国の幾つかの総合型地域スポーツクラブを調べました。多くの総合型地域スポーツクラブはその地にある体育施設の指定管理を受けていて、収益は会員からの会費や参加費などの事業収益と指定管理による指定管理料の2本立てになっています。健全な運営を行っているスポーツクラブは、コーチを務める地域の方々に時給まではいかないものの謝礼を出していることもしていました。みはまスポーツクラブに

も町内の小中学校の体育館や総合体育館の指定管理を出す考えはありませんか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

今後、総合公園体育館やテニスコートなどのスポーツ施設を指定管理化するなどして効率的な管理運営をしていくことは必要なことだと考えております。

○7番（大寄暁美君）

そのときは、ぜひみはまスポーツクラブが指定管理者となれたらと思います。指定管理者となれば、施設の積極的な活用により、その収入も収益もクラブの運営の財源となることもできますので、そうすると自立して主体的な活動がしていけるのではないかと思います。

次の質問に移ります。日本福祉大学との連携はどうでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

日本福祉大学さんとの連携につきましては、今、数ある教室の中で、まず、ランニングスクールの講師に日本福祉大学の先生をお願いしております。また、子供のゴルフ教室につきましては、大学のゴルフ部の部員さんの方々に講師をお願いするなどして連携を図っております。

○7番（大寄暁美君）

先生や学生に現在でも関わっていただいているということですね。

文部科学省が行った総合型スポーツクラブの実態調査によると、指導者の確保を課題に上げているスポーツクラブが63%あるそうです。日本福祉大学が美浜町にあるということは、先生や学生が指導者になっていただけるということで、本当に美浜町はスポーツをするのに恵まれている場所ではないかなとは思っています。

それでは、次の質問をします。第1答弁にありましたスポーツリーダーバンク事業とは。聞き慣れない事業なので教えてください。

○生涯学習課長（山本圭介君）

スポーツリーダーバンク事業でございますが、これは、町民の方のスポーツ活動の普及を図るために有能なスポーツの指導者を発掘したりして、地域のスポーツ関係団体などから指導者の派遣の要請があった場合にその指導者を派遣する事業でございます。現在21名の方々の講師の登録がありまして、今年度は町内の福祉施設に講師を派遣しまして、カローリング体験教室を行いました。

○7番（大寄暁美君）

登録についてもう少しお聞きしたいのですが、本人からの申請で登録されるのか、もしくは有能な指導者を生涯学習課が探してくるのですか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

現在は本人から申請していただいた方だけの講師登録となっております。

○7番（大寄暁美君）

スポーツが得意な町民の方々が自ら申請されるということですね。スポーツクラブが部活の受皿になるには、まさにこういう町民の方々に御協力いただくのがよいのではと思います。現在の部活動にも外部指導員として参加してもらえれば、休日の部活動の地域移行がスムーズに行くのではと思います。ぜひ大学生や町民に広くスポーツリーダーを募集して登録していただき、その方たちを中心に部活動の受皿になるように徐々に進めていただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

大寄議員のおっしゃるとおりでございます。今後、スポーツリーダーバンク事業の充実を図り、また、みはま

スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会などと連携協力しまして、子供たちのスポーツの場を提供できるように取り組んでいこうと考えております。

○7番（大寄暁美君）

スポーツクラブについて最後の質問です。

地域が土日の部活動の場となるには、学校との連携が不可欠だと思います。平日の学校部活と土日の地域での部活動を円滑にできるように、また、スポーツの指導をしたいという先生もいらっしゃると思いますので、地域の指導者として参加していただけるように学校からも声がけをしていただきたいと思います。そのあたりの連携についてはどう考えますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

部活動でございます。これは生徒にとって教育的意義の大変高い活動でございます。一方で、学校の先生方、教員の皆さんの負担も非常に大きいという現実もございます。

今後につきましては、今、話題に出ておりますみはまスポーツクラブをはじめとする地域団体、それから、日本福祉大学にはスポーツ科学部という学部がございます。そういった地域の人材、地域の方々の皆さんの協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現、それから学校の働き方改革、これが基でこの計画がございますので、そういったことも通じた学校教育の質の向上というのを地域と学校との連携により図ってまいりたいと考えております。

○7番（大寄暁美君）

お願いいたします。

美浜町は、運動公園の施設整備を契機に、スポーツと健康と教育と経済を連動させたスポーツを核としたまちづくりに取り組もうとしています。ぜひ町の子供たちのためにみはまスポーツクラブを充実させ、スポーツの機会を増やし、希望する全ての子供が地域でスポーツを楽しむことができる環境をつくってほしいと思います。

では、引き続き住民間の絆づくりについて伺います。

2月の行政報告会でいただいたまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況調査一覧に、令和2年度において多世代交流拠点が4か所あると書かれていますが、それはどこでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

多世代拠点の4か所についてでございますが、先ほど美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIの評価として上げさせていただきました多世代交流拠点開設数の4か所につきましては、1つ目が現在、水野屋敷で開催しておりますちゃぶだいハウス、2つ目といたしまして、布土保育所でございますあう、3つ目といたしまして、河和地区でございますぶらりん、あと4つ目、最後になりますが、上野間地区で活動しておりますおちゃっこハウスの4か所になります。

○7番（大寄暁美君）

その計画によると、令和7年には現在4か所ある交流拠点を6か所にすると目標がありますが、既にめどはあるのでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

今後のめどについてでございますが、現在のところ、特定の設置場所までは決まっておりません。令和7年度までに目標値として6か所を目指しております。

ただ、今年の2月の新聞報道で、河和地区に地域の絆を守るためには何かできることはないかということで新たな活動、縁joy梅ヶ丘というボランティア団体が発足したという記事を確認しております。このように、各

地区で大寄議員のような思いを持った方々が一つでも多く活動していただけるよう、大変期待をしておるところでございます。

**○7番（大寄暁美君）**

それでは、今後考える2か所なのですけれども、先ほど話した4か所の中に、あうは保育所内にあるのですけれども、今後、学校や保育所等の空き部屋を利用するということは考えられますか。

**○企画課長（戸田典博君）**

今後の学校保育所等の空き部屋の利用につきましてですが、こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略を作成する上で庁内で組織いたします担当係長で組織しております人口減少プロジェクト、そちらに学校教育課とか健康・子育て課の職員もメンバーに入っております。そちらの関係機関と連携をいたしまして、今後、空き部屋利用の利活用につきましては引き続き、やはりいろいろな施設のルールもございますので、検討をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

**○7番（大寄暁美君）**

それでは、先ほどの4か所の中のぷらりん、おちゃっこハウスについてですけれども、何か考えられる支援というものはありますか。

**○企画課長（戸田典博君）**

各団体への支援についてですが、現在、美浜町では住民主体の協働のまちづくりを推進しておりまして、住民自らの企画提案によりまして実施していただきます公共性、公益性の高い新しいまちづくりの活動に対しまして交付金を交付する事業がございます。そちらは、まちづくりエンジョイぷらん交付金という事業でございますが、そちらの事業にぷらりん、おちゃっこハウスの活用が支援として考えられると考えております。

**○7番（大寄暁美君）**

分かりました。

先ほど答弁の中に、区など地縁団体への加入率が低くなってきているとありましたが、加入率が分かりましたら教えてください。

**○企画課長（戸田典博君）**

区への加入率についてでございますが、現在、正式な加入率の調査自体は実施しておりません。参考値となりますが、住民基本台帳の世帯数と、各区が区を通じて今、広報みはまを配布していただいておりますので、こちらの配布数、そちらを区の加入人数で割り返した数値ということになりますが、過去3年の実績になります。令和元年度につきましては80.4%、令和2年度で80%、令和3年度では79.1%という結果となりました。

また、令和3年7月に総務省のほうで全国の市町村に対して区の加入率を調査したデータがございまして、そのうちの人口1万人から5万人未満の市町村については、令和2年度では74.2%という数字が出ております。やはりほかの、今1万人から5万人の中で74%なのですけれども、やはり人口が多い市町ほど加入率は低くなっておるという結果が示されておりました。

**○7番（大寄暁美君）**

では、全国的に見れば美浜町はまだ加入率は高いほうということですね。でも、僅かですけれども年々、本当に少しずつですけれども加入率が下がっていますが、自治区への加入を促す取組は何かしていらっしゃいますか。

**○企画課長（戸田典博君）**

区への加入への取組につきましては、毎年、広報みはま6月号で新しく区長さんになっていただける方の紹介とともに区への加入のお願いを掲載いたしまして、加入の取組をしております。

また、転入等で美浜町に入られる方に住民課で窓口において区の紹介もさせていただいております。

**○7番（大寄暁美君）**

分かりました。自治区は安全・安心な地域をつくるというところで重要な役割を担っていますので、ぜひこのまま加入を促進していただけたらと思います。

先ほど答弁に出ましたまちづくり活動に対して交付金を出すというエンジョイぷらんについて、申込み状況や実績を教えてください。

**○企画課長（戸田典博君）**

先ほどのエンジョイぷらんの実績につきまして御報告させていただきます。

先ほども報告させていただきましたけれども、このエンジョイぷらんが、今、町内のほうで自主的な活動をしていただいている方に対して本町より活動の支援をしている交付金の事業でございますが、過去の実績といたしまして、過去3年になります。令和元年度では10団体に補助を出しました。令和2年度におきましても10団体、令和3年度におきましては、現在こちらにも活動していただいておりますが、13団体に対して補助金を交付しております。現在、令和4年度に活動いたします、申請は終了いたしましたのですけれども、令和4年度につきましては、新規団体3つを含みます6団体になっておりますのでよろしく願いいたします。

**○7番（大寄暁美君）**

今の申込みというか活動状況を聞くと、来年度4月からの活動への申込みが、3年度が13団体で今回は6団体ということで大変減っているということですが、この減っている、6団体と少ない理由というのは何か考えられますか。

**○企画課長（戸田典博君）**

せっかく13団体で団体数も増えてきたところに、今年につきましては6団体ということで、ちょっと減少傾向でございます。こちらの減少した理由といたしまして、やはり一番大きく影響しておるのが新型コロナウイルスの感染拡大の影響が大きいかと感じております。

実際には、令和3年度に申請をしていただきました団体において、1団体につきましてはやっぱりこのコロナ禍において活動ができないということで辞退をする団体もございました。また、ほかの団体におきましても、コロナ禍において活動が制限される中、規模を大幅に縮小して実施して自分たちが思うような活動ができなかったという報告も受けております。やはり新型コロナの影響で先行きが見えない中で申請をやめる団体もあったかなということで分析しております。

**○7番（大寄暁美君）**

分かりました。長引くコロナ禍が市民活動、住民の活動に大きく影響していることが分かりました。

開催できるかできないか先行きが見えない中、活動を続けるモチベーションを続けていくというのは本当に大変なことだと私自身も感じております。

では、次に答弁にありました中間支援団体について伺います。どのような活動をされていますか。

**○企画課長（戸田典博君）**

中間支援団体の活動についてでございますが、現在、町内にはボランティア活動や地縁活動等している団体が多数ございます。そうした町内で活躍されている各種団体におきましても、その団体団体でいろいろな問題があるかと思えます。そういう団体がどこか相談できる団体がないかということで、本町といたしまして、そういう町内でたくさんあるボランティア団体の方が気軽に相談をできる窓口として中間支援団体というものを想定しております。

また、この中間支援団体につきましては、相談だけではなく、人材育成のサポートや、また、団体と団体とが横断的に協力、連携できるようなネットワークの構築のサポートやマッチングも実施しております。実際、町内で活躍されている方がこちらに相談に訪れまして、新たな事業を中間支援団体がマッチングをしていただきまして、2つの団体が協力をして活動しているという報告も受けております。これにより先ほど言った横のつながりが強化されまして、より町内全域でまちづくりが進んでいくことが可能と考えております。

また、先ほども出ましたまちづくりエンジョイぷらんに申請をしていただきました団体に対しても、新規も3つあります。そうした中で交流とか情報交換の場として、昨年、みはまわいわい交流会というものを開催していただきまして、美浜町のまちづくりの支援も実施していただいております。

#### ○7番（大嵯暁美君）

今、思うように活動できない団体が中間支援団体の相談業務やサポートによって活動が継続していくことになればよいと思っております。

もう一つ答弁にありました若者異業種交流会について教えてください。

#### ○企画課長（戸田典博君）

若者異業種交流会についてでございますが、毎年、商工会のほうでは異業種交流会ということで町内の交流が行われておったのですけれども、今回、今年度の予算で初めて、美浜町の未来をまた担っていく様々な業種の若者、今回の交流会につきましては18歳以上40代までの年齢制限をしておりますが、そうした方を対象にした交流会となります。これにより町内で働いている若者の横のつながりが生まれ、まちづくりへ、今後、若者の参画のきっかけとなればと思っております。

今回、テーマといたしましては、現在全世界でも注目を浴びておりますSDGsを取り上げ、今SDGsのカードゲームというものがございまして、そこでゲームを通じて気軽に町内の若者同士が会話をさせていただく予定をしております。これは今年3月22日に実は開催を予定しております。まん延防止等重点措置が21日で明け、無事参加できることを祈りながら、町内にあります各企業の方にも周知をして、いろいろな若者に参加をさせていただくよう働きもかけておりますのでよろしく願いをいたします。

#### ○7番（大嵯暁美君）

先日、若い方々が積極的にまちづくりに参加する各務原市の方のお話を聞きました。まちを楽しむという観点から20代、30代の方が緩くつながって、それだけれど主体的にまちづくりをしているという話を聞きました。今回の若者異業種交流会が参加された方々のまちづくりを考えるきっかけとなればいいかなと思っております。

最後の質問です。

エンジョイぷらんや中間支援団体による住民活動への支援があることは分かりましたが、自治区やそのほか多世代交流に対して、コロナ禍の今、また、アフターコロナを見据えて町として働きかけることなどはありますか。

#### ○企画課長（戸田典博君）

今後の町が働きかけることにつきましてはですが、現在、このもう丸2年、コロナによっていろいろな活動が中止になって住民間の関係も希薄になっておると。今後、コロナのほう落ち着いたときにスムーズなスタートが切れる、今まで活動してきていただいた団体が活動できるような、再開できるために一番多分主催者の方が気にするというのは、コロナの感染をいかに防ぎながら安心・安全な体制を取って参加をさせていただくということだと思います。

以前も行ったと聞いておりますが、そのコロナの対策について、コロナを正しく知り、また適切な感染予防対策等を町の保健師等から学べる機会を設けまして、主催をされる方が安心して今後のまちづくりに取り組んでい

ただけるような体制を町が支援していかなければいけないことだと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○7番（大寄暁美君）

正しくコロナの対策をするということは本当に大事なことだと思います。コロナ対策の情報や他団体の活動方法を共有して広げていくことがコロナを怖いと活動をちゅうちょさせている団体の後押しをすることになると思います。またコロナにより活動を変更したり、見直す団体も出てくると思います。そのとき活動が継続するように相談に乗り、地域の絆を絶やさないようにすることが町の後押しかなと思っております。その上で主役となって活動するのが町民の皆さんだと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもちまして、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席にお戻りください。

〔7番 大寄暁美君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

〔午前11時40分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さんこんにちは。

ただいま、議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

本日は、大きく3つの事柄について質問させていただきます。

1、河和南部地区児童のスクールバス運行について。

午前中でも同僚議員から質問がありましたが、一人でも多くの方に周知していただくため、再度質問させていただきます。

令和4年4月より河和南部地区児童の通学に関するスクールバスが運行されます。そこで、今後の美浜町の小中一貫校の先駆けとして既にスクールバスによる通学をしている野間地区の状況を踏まえ、河和南部地区の保護者が安心して児童を登校させられるよう、以下の質問をします。

1、スクールバスを利用する児童数は。

河和南部地区ではスクールバスを利用する対象児童は何名ですか。

2、児童の乗車場所までの移動はについてお聞きします。

児童が自宅から乗車場所まで移動する方法は、今までどおりの通学団で移動するのか、お聞きします。

3、バスの運転手以外の乗務員は。

バスの運転手以外で児童の乗車及び下車を確認する乗務員はどのようになりますか。

4、バスの乗降場所、運行時間、ルートについてお尋ねいたします。

バスの乗降場所、運行時間、ルートは登下校で違ってきますか。

大きな設問2、行ってきバスの運行についてお聞きいたします。

多くの町民が利用する行ってきバスですが、今後、高齢化により高齢者の自動車運転免許の返納が進み、高齢者の移動手段としての行ってきバスの運行は非常に期待されます。

そこで、以下の質問をいたします。

1、行ってきバスの運行ルート及び停留所の設置の決め方は。

行ってきバスの運行ルート及び停留所の設置はどのようにして決めていますか。

2、町内全ての医療機関付近にバスの停留所を設置する考えはありますか。

高齢者の利便性も考慮し、町内全ての医療機関付近にバスの停留所を設置する考えはありませんか。

大きな設問3、美浜町太陽光発電施設設置についてをお聞きいたします。

近年、美浜町内でも太陽光発電施設をよく見かけます。国による再生可能エネルギーの普及を推奨する傍ら、地方の自治体や住民、施工業者との間でのトラブルが多く見られます。美浜町では、平成31年4月1日から美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインが施行されています。美浜町においての太陽光発電施設の設置は、美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインに基づき、事業者を指導されているところですが、過日の全員協議会において、隣町での一連の事案からガイドラインの改正を行ったとの報告がありました。

そこで、美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドライン改正の内容について、以下の質問をいたします。

1、太陽光発電ガイドラインに該当する事業所の届出はについてお聞きします。

改正後の令和2年度及び令和3年度に美浜町内における太陽光発電ガイドラインに該当する事業所の届出はありますか。

2、今回のガイドラインの改正目的と主な改正点についてお尋ねします。

今回のガイドラインの改正目的と改正点を教えていただきたい。

3、町独自の罰則規定を含む条例への改正はについてお尋ねいたします。

地方自治研究機構の調べでは、昨年度4月時点で太陽光発電所の建設を規制する自治体は全国で146市町村あるが、太陽光発電に適している（日照時間が安定）と言われている美浜町で今後、現在のガイドラインから町独自の罰則規定を含む条例の改正はありますか。

以上について、明確で理解しやすい答弁を求めます。よろしくお願いたします。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大岩靖議員の質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の2点目、3点目についてお答えし、御質問の1点目、河和南部地区児童のスクールバス運行についてにつきましては教育部長から答弁を申し上げますのでよろしくお願いたします。

初めに、行ってきバスの運行についての御質問の1点目です。行ってきバスの運行ルート及び停留所の設置の決め方についてはでございますが、現在、前回の改正から約5年ぶりに行ってきバスのルート改正を予定しております。今回の改正に当たり、運行ルート及び停留所の設置場所の検討に当たり、区長会においてルート改正の説明を行い、各区からバス停見直しの要望や意見をいただきました。また、今までに町民の皆様からの要望についても検討し、大幅な時間変更等がないように、ルートの一部改正や停留所の一部変更を行ってまいります。

次に、御質問の2点目、町内全ての医療機関付近にバスの停留所を設置する考えはについてでございますが、

現在、美浜町内の医療関係機関については、知多厚生病院をはじめ8か所ございます。高齢者等の利用頻度が高い医療機関への利便性を向上させるために、平成25年1月には知多厚生病院の前に停留所を移動し、また、令和元年11月には田原谷の停留所を医療機関付近へ移動するなど改善を行ってまいりました。その結果、現在では、各最寄りの停留所からの距離に若干の違いはありますが、全ての医療機関付近に行きバスの停留所が設置されていると考えております。

次に、美浜町太陽光発電施設設置についての御質問の1点目です。太陽光発電ガイドラインに該当する事業所の届出はについてでございますが、ここ2か年の新規設置の届出件数は、昨年度においては51件、今年度においては、令和4年2月中旬の時点で15件となっております。

次に、御質問の2点目、今回のガイドラインの改正目的と主な改正点についてでございますが、今回の改正においては、小分けにして固定価格買取制度の認定をもらった意図的と取られる分割事業であっても、実質大規模発電施設であるものは一体事業とみなしてガイドラインの適用とすることを最大の目的として改正しております。

主な改正点としましては、設置区域について、事業者等が異なる場合であっても、一連の土地または隣接する土地において同時にまたは連続して伐採や造成を行う場合や元請業者が同じである場合などは同一の設置区域とみなすとした点、及び小規模な太陽光発電施設であっても届出するよう、ガイドラインの適用範囲を改正した点となっております。

これらの改正により、名目上小分けにして計画された事業であってもガイドラインの対象になるだけでなく、実質的に行う事業規模に応じた内容で事業者は届出をすることになります。事前に太陽光発電事業について地域住民や土地所有者に周知していけるものと期待をしております。

次に、御質問の3点目です。当町独自の罰則規定を含む条例の改正はについてでございますが、太陽光発電施設の設置に関する条例については、必要以上に個人の土地利用に制限をかけることにならないように熟慮を重ね、慎重に行わなければなりません。また、条例制定権には範囲だとか限界があるのは事実であり、憲法で規定する範囲や法律の範囲内で条例を定める必要があり、地方自治法においては、地方自治体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるかとされております。

したがって、条例が憲法や法令に抵触する場合は、条例そのものが違憲、違法であり無効とされる可能性があり、事実、全国的には裁判に発展している事例もございます。

今回、町独自の罰則規定を含む改正をとの御質問でございますが、まずは条例により個人の土地利用に制限をかけることの適法性について司法の判断を見極める必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

壇上での答弁を終わります。

[降壇]

## ○教育部長（夏目 勉君）

次に、河和南部地区児童のスクールバス運行についての御質問の1点目、スクールバスを利用する児童数についてでございますが、現在河和南部小学校に通学しており、河和南部地区に居住している児童及び新1年生を含めた対象児童数は49名でございます。

次に、御質問の2点目、児童の乗車場所までの移動はについてでございますが、児童の御自宅から最も近いスクールバス乗車場所がそれぞれの集合場所になりますので、今までどおりの通学団で移動するということではございません。

次に、御質問の3点目、バスの運転手以外の乗務員はについてでございますが、初めてのスクールバスでの通学になりますので、最初の一定期間、引率者1名が添乗し、バスの乗降の安全指導や登下校の安全な通学について見守る体制を整えてまいります。

次に、御質問の4点目、バスの乗降場所、運行時間、ルートはについてでございますが、スクールバスの乗降場所については、河和南部地区内の6か所を設定しておりますが、児童の安全確保のため、登校時と下校時は同じ場所で乗降していただくことにしています。

運行時間とルートについてでございますが、下校時間は低学年、高学年、また曜日によって異なってきますので、それらに対応し、効率よく下校できる最適ルートを設定しております。

**○議長（横田貴次君）**

再質問はありますか。

**○11番（大岩 靖君）**

それでは、順次再質問させていただきます。

まず初めに、スクールバスの運行についてなのですが、保護者からの立場といたしまして一番心配されるところが、通学時にちゃんとバスに乗ったかというところではないでしょうか。駐車場まで個々で行くという今の答弁でしたが、今後、乗車時などにスクールガードなどをお願いするなどの考えはあるのでしょうか。

**○学校教育課長（近藤淳広君）**

今回、河和南部小学校と河和小学校の再編の関係で保護者の方、また地域の方から一番不安なことは、通学の問題でございました。もう議論を重ねまして、どういった見守り体制が一番いいだろうかということを検討してまいっております。

見守りについてでございます。まず、スクールガードについて、これはこれまでも河和学区にスクールガードがございます。

まず、スクールガードとはということについて御案内させていただきます。子供たちが事件や事故に巻き込まれることなく、安心して生活することができる河和学区の環境づくりを目指して、地域ぐるみの安全体制の確立を図るものであります。これは河和学区の青少年を守る会が発行しておりますスクールガードの協力のお願いのチラシからの引用でございます。

具体的な活動内容ということも示されております。スクールバス乗降場所での立ち番、具体的には6か所の乗降場所でございます。あと児童の登下校時間帯の巡回、それから、児童の登下校時間帯の自宅前での監視など、具体的な活動を示させていただいております。

通学団のという話がありました。これまでも通学団は、5、6年の上級生が1、2年生を見守るということで通学をしております。これはどの学校でもそういう通学団を形成しております。今回、スクールバス乗り場が通学班となりますので、当然その班ごとに高学年が構成する班長、副班長というのを学校のほうで決めてもらうことにしております。

あとスクールガードについてでございます。こちらにつきましては、河和学区青少年を守る会のほうで、既に2月に1度、南部地区での回覧板、あと、それぞれ古布、矢梨・切山の長寿会の皆さんをお願いをして、現在14名の登録があったとお伺いしております。青少年を守る会の事務局は河和小学校の教頭先生が担当していただいておりますが、現在も募集中ということでございますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

地域の子供たちの登下校の見守り、ほかの学校区もそうなのですけれども、そういった地域の大人が子供を見守っていく体制を今後続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（大岩 靖君）

もう今の答弁を聞いて本当に安心なのですが、やはり地域の皆さんで子供たちを見守るというその体制が本当にこの町としての大切な部分ではないかなと思っております。一人でも多くの子供たちが安心して行けるようにそういう体制を整えていきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

それでは、午前中でも同じ質問をされましたが、もう一度お聞きします。

南部地区のスクールバスの6か所の乗降場所をもう一度お願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスの6か所の乗り場です。時間帯も併せて説明したいと思います。

まず、切山・矢梨コースでございます。まず、始発が7時37分、切山の千歳の家を集合、出発させていただきます。その後、矢梨の漁村センターに参りまして、これが7時41分に到着して2分後に出発をするというような時間帯に設定しています。その後、7時46分、河和南部文化交流館、これは旧南部保育所ですけれども、そちらのほうで乗せて、まず1台は河和小学校に向かいます。大体8時頃到着する予定です。

今度、古布コースでございます。始発便が古布の老人憩いの家、これも先ほどの切山と同様、7時37分に出発します。その後、古布の信号、古布の交差点のところにて7時42分、それからフィールのところにて7時47分に集まっていたいて河和小学校に向かうと。それぞれ3か所ずつ回って、8時頃にこちらにも到着します。

この間2月に行った登校練習には、通勤の時間帯で車の混雑もあってどうなるかなと思っていたのですが、河和小学校の玄関をちょうど2台がずつつながって上っていく様子になりました。おおむね予定どおりの運行ができましたので、この計画で進めてまいりたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

何分最初にやられるということで、いろいろな問題点がまた今後出る場合があるかもしれませんが、その都度の対応をしっかりやっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして、行ってきバスについて少しお尋ねいたします。

今回の停留所の改正について、もう一度内容を詳しく教えていただきたいのでお願いいたします。

○企画課長（戸田典博君）

今回の改正の内容をもう少し詳しくということですので、御説明をさせていただきます。

今回、広報みはま3月号で町民の方には御案内をさせていただいております。今回の改正の内容につきましては、停留所の新設、移転、廃止、名称変更の大きく4つになります。

まず、新設箇所につきましては、新たに渡辺病院様の協力の下、病院の前に1か所の停留所、また、以前から町民の方から要望のありました布土公民館へ向かう途中の停留所を追加。こちらを追加するに当たりましては、杉浦議員の御協力の下、停留所の場所、また、周りの方の御案内等をしていただきまして誠にありがとうございました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

次に、移転箇所につきましては、上野間小学校前のバス停を上野間の交差点にありますセブンイレブン様の協力の下、駐車場内に移転することができました。これにより安全の確保、また、バスの遅延解消にもつながると考えております。

3つ目、廃止箇所につきましては、全部で3か所ございます。停留所の場所が狭く、交通に支障を来しておりましたバス停の廃止や、また、利用者が少ないバス停の廃止、2か所になります。今まで御利用されていた方には御不便をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。

最後に、名称変更でございますが、令和4年3月で河和南部小学校が閉校になるに伴い、今までの河和南部小

学校の名前の前に「旧」をつけさせていただきまして、場所についての変更はございません。

全て4月1日からの変更になりますのでよろしくお願いをいたします。

○11番（大岩 靖君）

本当に利便性を考えてしていただき、ありがとうございます。

それではもう一つ、行ってきバスは今無料ですので、有料路線バスと行ってきバスとのルート上の問題点などはありますか。

○企画課長（戸田典博君）

現在のルート上の問題点ということで、現在、近隣市町にあります公共交通の現状といたしましては、知多乗合株式会社が運営いたします知多バス、こちらは上野間から常滑駅まで向かう常滑線の運行、また、河和駅から師崎まで向かう師崎線の運行、さらに、名古屋鉄道株式会社が運行いたします名鉄河和線・知多新線がございます。

国土交通省のガイドラインによりますと、コミュニティバスの運行の事業計画を立てる上で、路線や営業区域については、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で、現在運行している民間の路線バス等で実質的に競合しないように十分検討する必要があると明記されております。このことは、同じルートにせっきくコミュニティバスを無料等で走らせた場合、これにより民間の会社の運営を圧迫し、その結果、民間会社が撤退するようなことがあってはならないということを示しておりますので、そこが問題点と考えております。

○11番（大岩 靖君）

その分十分考慮していただいて、また考えていただきたいと思います。

行ってきバスについても一つお聞きしたいと思います。

今後、利便性の向上を考えて、将来的に広域でのこの行ってきバスの考えはありますか。

○企画課長（戸田典博君）

今後の広域でのバスの運行の考えについての御質問になります。

まず初めに、隣接いたします市町のコミュニティバスの運行状況についてお知らせをしていきたいと思っております。

まず、南知多町におきましては、現在、海っ子バス、こちらは町内では160円、町外300円で、あと南知多町には、先ほど言いました知多バスさんの師崎線が走っております。

また、武豊町におきましては、ゆめころん、こちらは1回100円の有料バスとなっております。こちらは武豊町内を走り、武豊町には知多バスの運行路線はございませんが、名鉄電車の運行がございます。

常滑市におきましては、北部バスというものが無料で走っております。あと先ほど言いました知多バス常滑線とあと名鉄電車。

美浜町におきましては、先ほど言っていました行ってきバス、こちらは今現在無料で1日9便、また、知多バスにつきましては師崎線と常滑線、また、名鉄電車が走っております。

先ほどの今後の利便性を向上するためにも、隣町との広域化についての連携については今後考えていかなければならない課題とは考えておりますが、現況の公共交通機関と各市町の運行体制、先ほどの無料運行、有料運行を十分加味いたしまして、今後十分検討を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○11番（大岩 靖君）

今後、先ほども言いましたが、高齢者の利便性も考えて、いろいろな利用者の意見だとか区からの意見もよくお聞きしてそれに対応していただけるとありがたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、太陽光発電についてちょっと幾つか質問させていただきます。

太陽光発電、主な改正点として、小分けに計画された事業でも一体性のあるものは同一設置区域とみなすとの答弁がありました。もう一点、小規模の太陽光発電施設であっても届出をするようにガイドラインの適用範囲を改正したとの答弁もありましたが、この内容について詳しく説明していただきたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

御質問の適用範囲の改正についてでございますが、これまでのガイドラインでは、町内における全ての設置事業及び発電事業に適用する、ただし、出力が10キロワット未満であって自家消費を主な目的とするものを除く、どのように規定をしておりました。これは、自家消費が主となる一般家庭の屋根に設置する太陽光発電施設はガイドラインの対象としないことを狙って、ただし書以降を出力で区切って規定していたものでございます。

これを今回の改正では、全ての設置事業及び発電事業に適用することは変えないものの、ただし書以降、建築基準法に定める建築物に設置する発電施設等を除くとする事で出力数に関係なくガイドラインの対象とするものの、例えば御家庭の屋根といった建築物に設置する発電施設は除くという表現に改正しているものでございます。

○11番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、本当にこの改正の部分にすごく大きな意味合いがあると思います。今までこの10キロワット以下ということは届出も必要ないということでのいろいろな問題が発生したと思われませんが、今回の改正点でその部分を補足していただいたということは大変ありがたいと思っております。

それでは、改正後のガイドラインでは、実質的に行う事業規模に応じた内容で事業者は届出をするとの答弁でしたが、具体的にはどうなりますか。

○環境課長（富谷佳宏君）

届出に当たっての添付資料につきましては、基本的には位置図のほか、発電施設の設計図、それから、地域住民等への説明が分かる資料などとなります。これに加えまして、発電施設の出力が50キロワット以上または設置区域が3,000平方メートル以上のものについては排水計画図を、また、同規模の事業において樹木の伐採、切土、盛土、埋立て、その他土地の形質変更を伴うものにあつては土地造成計画の平面図、それから縦断図、横断図を添付することとなります。

○11番（大岩 靖君）

それではもう一点、実質的に行う事業規模に応じた内容で、事前に太陽光発電事業所について地域住民や土地所有者に周知していけるとの答弁もありましたが、これは改正後のガイドラインの適用範囲が広がることの効果についての答弁と理解しますが、その内容について詳しく説明していただきたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

地域住民等への説明につきましては、発電施設の出力が50キロワット未満または設置区域が3,000平方メートル未満のものについては近隣関係者への事前説明等の適切な措置を講ずるとしてしておりますが、これを発電施設の出力が50キロワット以上または設置区域が3,000平方メートル以上のものにつきましては、設置区域の近隣関係者に加えまして、行政区に対しても事業の内容等について十分な説明を行うこととしております。さらには必要に応じて、例えば愛知用水ですとか美浜町土地改良区という公的機関ですとか、関係団体等にも幅広く説明することも求めていくこととなります。

○11番（大岩 靖君）

大変よく分かりました。実質的に行う事業規模に応じた内容で届出をするということは、同一とみなした規模

に応じて事業計画や住民理解につながる取組も事業所に求めていくことになるということですよ。

○環境課長（富谷佳宏君）

大岩議員お見込みのとおりでございます。こうしたガイドラインにのっとった事業を推進していただくことで事業者とあと地域の相互理解が進むよう、我々も最善を尽くしてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

御丁寧に答弁していただき、ありがとうございます。

この太陽光発電事業に関しましては、全てのものが駄目というわけではなく、やはり国の再生可能エネルギーを推奨している部分も取り入れ、しっかりとした土地利用ということも考慮しながら今後進めていきたいと思っておりますので、また皆さん、よろしく願いいたします。

以上で私の質問は閉じさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで換気及び休憩を取りたいと思います。再開を13時55分といたします。

〔午後1時37分 休憩〕

〔午後1時55分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 廣澤毅議員の質問を許可いたします。廣澤毅議員、質問してください。

〔6番 廣澤毅君 登席〕

○6番（廣澤 毅君）

6番 廣澤毅でございます。

議長の許可を得ましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、大きく3項目について質問させていただきます。よろしく願いいたします。

大きな項目1つ目、町道の維持修繕についてお聞きいたします。

毎年、各行政区より町に多くの各種施策の要望事項の提出がございます。そのうち、道路の維持修繕については、何年も優先順位上位に要望しても施工されず、優先順位の低い箇所を施工しているケースが見られます。

そこで、以下の事項について質問いたします。

小さい1つ目、要望件数と施工件数は。

令和2年度に各行政区からの道路維持修繕の要望件数と、そのうち令和3年度で施工した修繕の件数について、今後の施工予定も含めて教えてください。

小さいの2つ目、施工箇所の選考方法は。

各行政区からの要望事項は順位立てて提出されていますが、施工するに当たり、どのように選考しているかお教えてください。

大きい項目2つ目、総合公園拡張事業の今後の工事日程等についてお聞きいたします。

第2町民グラウンドの売却により令和4年度で使用できなくなると聞いています。そのため、第2町民グラウンド

で行っている町民ソフトボール大会は総合公園グラウンドで行うことになり、日程的に野球の大会と重なることが想定されます。第2町民グラウンドの代替地として整備が予定されている総合公園拡張事業は工事が休工状態ですが、今後の工事日程について教えてください。

大きい項目3つ目、町内スポーツ施設を活用した大会及び合宿の誘致についてお聞きいたします。

1つ目、スポーツ施設の予約方法と施設の使用料金は。

現在、町外チームまたは団体等が本町のスポーツ施設を利用し、大会及び合宿を行う場合の予約方法、施設の使用料金を教えてください。

2つ目、総合公園グラウンドを硬式野球のできる施設への改修は。

本町に硬式野球の大会、チームの合宿を誘致するに当たり、総合公園グラウンドを硬式野球のできる施設に改修する考えはありませんか。

住民の方々に分かりやすい答弁を期待して、以上で壇上での質問を終わります。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

廣澤毅議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の1点目、2点目についてお答えし、御質問の3点目、町内スポーツ施設を活用した大会及び合宿誘致についてにつきましては教育部長から答弁申し上げますのでよろしくお願いたします。

初めに、町道の維持修繕についての1点目、要望件数と施工件数についてはでございますが、令和2年度の各行政区からの要望事項としましては、道路維持修繕としての区分けが難しいため、建設課への要望件数で申し上げますと、要望件数は全部で275件ございました。そのうち、令和3年度に施工した件数は53件でございます。

今後の施工予定でございますが、今年度で47件の工事が対応完了となりまして、来年度も継続して施工していくところが6件、その他については、各区長の皆様とヒアリングや現地で立会いをするなど、相談しながら施工箇所を決定していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、施工箇所の選定方法についてはでございますが、廣澤議員のおっしゃるとおり、毎年、各行政区から要望事項に優先順位をつけて提出されております。先ほども申し上げましたが、その要望事項について、担当職員が区長はじめ区会の皆様とヒアリングや現地の状況を一緒に確認を行い、各地域の整備状況などを考慮して施工箇所の選考をしております。

ただし、突発的な道路陥没や2次被害が発生するおそれがある箇所など、緊急を要するものについてはその都度現地を確認し、でき得る限り対応いたします。道路や排水路など、町民の生活に密接に関係するこれらの施設につきましては、もう町の施策として整備を進めるもののほか、できる限り地元の要望に応えられるように予算の範囲内で計画的に対応してまいりますので、今後につきましても御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、総合公園拡張事業の今後の工事日程等についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、暫定整備での造成工事が完了した昨年度5月から工事は休工しておりますが、業務としては、昨年度に基本設計を見直す修正業務を行い、今年度は修正した基本設計を基に工事が発注できるようにするための実施設計業務を行っております。また、区域中央部の用地についても今年度購入することができましたので、段階的に事業は進めております。

今後の工事日程につきましては、今年度行っている修正実施設計を基に資金計画を精査しながら定めることに

なりますが、現時点の計画といたしましては、令和4年度から造成工事を再開し、令和7年度にソフトボール場1面が供用開始できるような整備を進めてまいります。よろしく申し上げます。

[降 壇]

○教育部長（夏目 勉君）

次に、町内スポーツ施設を活用した大会及び合宿の誘致についての御質問の1点目、スポーツ施設の予約方法と施設の利用料金についてでございますが、本町のスポーツ施設の利用につきましては、まず予約方法でございますが、直接、総合公園体育館事務室窓口に来ていただくか、またはお電話にての予約でございます。

施設の使用料につきましては、総合公園グラウンドほか現在使用可能なスポーツ施設は、住民利用が主となる施設であるため、知多5市5町で締結しております公の施設の相互利用に係る協定書により、知多管内5市5町に在住、在勤し、または在学する方の利用につきましては、各市町で設定しております使用料で利用できます。知多管内以外のチーム、団体が利用する場合は、施設によって異なりますが、約1.5倍から2倍の使用料を設定しております。また、大会、合宿などのために一般の使用より優先的に使用する場合は、グラウンドにおいては知多管内管外にかかわらず一般料金の2を、テニスコートにおいては3分の10を乗じて得た額となっております。

次に、御質問の2点目、総合公園グラウンドを硬式野球のできる施設への改修はについてでございますが、現在、総合公園グラウンドの硬式ボールの使用につきましては、グラウンド外の公園利用者ほか自動車等に対して大変危険なことから、禁止としております。

しかしながら、近年、硬式野球チームなどの合宿や大会開催のために総合公園グラウンドの使用要望があることから、少しでも多くの団体を誘致する観点からも、今後硬式ボールが使用可能な施設にするための改修費やそれに対する国・県などからの補助金の有無などを調査していきたいと考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○6番（廣澤 毅君）

それでは、順番に質問させていただきます。

まず最初に、町道の維持修繕についての要望件数と施工件数はというところで、令和2年度の建設課への要望件数が全部で275と、それから令和3年度に施工した件数は53件ということですが、この275件のうち、令和2年度に新しく要望されたという件数は何件ほどになるでしょうか。

○建設課主幹兼工務係長（竹内健治君）

令和2年度の新規の要望件数ですが、新規で上がってきたものについては、41件ございました。

○6番（廣澤 毅君）

275件のうち41件が新規ということは、234件ほどがずっと流れの持ち越しで来ておるものと思われませんが、そういう考えでよろしいでしょうか。

あと、毎年要望件数としては300前後、毎年トータルではこのぐらいになるということなんですか。

○建設課主幹兼工務係長（竹内健治君）

議員のおっしゃるとおり、大体要望件数としましては、毎年300前後上がってきております。

○6番（廣澤 毅君）

施工された件数53件のうち、来年度も継続的に施工していくところが6件あるということですが、この6件の継続していかなければならない理由は何ですか。予算的に1年度だけでは無理なのか、あと、路線延長的に長いから何年かに分けて施工しなければならないのか、その辺のところを少し教えていただけないでしょうか。

○建設課主幹兼工務係長（竹内健治君）

こちらの継続して行っていく6件でございますが、こちらにつきましては、路線で計画して進めておる事業でございます。決まった予算の中で配分をして施工していくものなものですから、1路線大体幾らという形で予算を決めて延長をやっていくものでございます。

○6番（廣澤 毅君）

こちらの件数のほうでもう一つ少し確認がしたいのですが、何年か多分積み重なってきた部分が二百何十件あると思うのですが、そういった件数の中で5年以上修繕されていないとか、放置状態というものがあると思われませんが、それは何件ほどありますでしょうか。

○建設課主幹兼工務係長（竹内健治君）

要望は上がってきて5年以上手がついていない件数ということでございますが、実際、その件数としましては70件ほど今現在あります。中にはどうしても構造的にできないもの、用地が絡むもの等いろいろございますが、それも含めて70件ほどございます。

○6番（廣澤 毅君）

ただいまの質問を踏まえまして、2つ目の施工箇所の選考方法はどういうほうの質問をさせていただきます。

こちらの選考方法は、町としては、担当職員が区長はじめ区会の皆様とヒアリングや現地の状況を一緒に確認し、各地域の整備状況も考慮して施工箇所を選考しているという答弁でございました。各地域の区長、区会とヒアリングし、現地調査をしておるのでしたら、もう少し上位の道路を施工されてもよいのではないかと私は考えております。

先ほど映像に映した資料は、私が住んでおる上野間区の資料でございます。あそこは、その近隣に住まわれている住民から6年ほど前に区に要望があったものでございます。その後、上野間地区から要望として、3年ほど前からは1番で要望書を出させていただいておるという話でございます。それも確認させていただきました。

先ほどのあいった道路、資料を見ていただきますと、少し見にくいかもしれないけれどもスケールが当ててありまして、側溝と道路の隙間が約8センチ、場所によっては10センチぐらいのところもございます。やっぱり道路というのは安心・安全に通れるものだと普通、住民の方だったら考えているわけですよね。配達員の人たちも自転車、バイク等で乗り入れたときにタイヤ等を取られて危険な可能性もありますし、あそこは急傾斜地崩壊地区、危険地区にも指定されております。また、今、上野間独自で防災マップを作成しておるのですが、その防災マップの中にも危険地区ということで載せさせていただいておるということをお聞きしております。

そういったことも考えまして、上野間地区だけの話ではないと思うのですよね。ほかの地区にもこういった危険な道路があると考えられるのですが、いま一度見直して検討するという考えはないのでしょうか。

○建設課主幹兼工務係長（竹内健治君）

担当といたしましてもできる限りは区の優先順位を考慮し、現場の対応をしていきたいと考えております。毎年、年度初めには区とヒアリングで、あと現地の状況を確認させていただき、一緒に回らせていただき、いろいろ区のほうの状況等、話を聞かせていただいております。ですので、毎年そのときにまた計画の見直し等、区の要望も聞きながら考えていきたいとは考えております。

○6番（廣澤 毅君）

分かりました。一日も早く適切な対応をしていただきたいと望んでおりますので、よろしく願いいたします。次に、大きい項目2の再質問に移ります。

総合公園拡張事業の今後の工事日程等についてでございますが、第2町民グラウンドが令和4年度いっぱいまで

の後使用ができなくなるということでございます。現時点の計画では令和7年度にソフトボール1面供用開始できるように整備を進めていくということで、何か久しぶりに切れのいい言葉を、答弁をいただきまして、前まではいつできるか分からないというようなお答えをいただいておりますが、令和7年度供用開始できる予定ですがあくまでも。

そういったお答えをいただきましたので、少し質問を変えまして、このソフトボール場1面について少し質問させていただきます。

このソフトボール1面上、やはり将来的なことを考えると、大会の誘致、合宿等にも使えるような、特に社会人、大学生の大会等にも対応できるようなレベルのものを造る予定なのでしょうか。

#### ○都市整備課長（平野和紀君）

ソフトボール場の使用についての御質問でございますが、今現在計画中のソフトボール場は、一応公式のルールに基づいて設計をされております。ですので、当然完成後は議員のおっしゃるとおり、社会人の大会とか代表の大会を誘致できるグラウンドになるというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

#### ○6番（廣澤 毅君）

令和7年度ではなくてもよいので、一日でも早くできるように期待しております。

大きく2つのところはこれしか聞くことがなかったので、以上で移ります。3つ目にいきます。

スポーツ施設の予約方法と施設の利用料金についてでございますが、先ほどの教育部長の答弁の中で、予約の仕方で、直接総合公園体育館事務室窓口に行くのと、あるいは電話にての予約という答弁でございました。

最近、近隣市町ではネットによる24時間空き状況の確認もでき、予約もできる方式を取っているところが多いとお聞きしました。今後、陸上競技場、その中にサッカーもできるフィールドもあり、総合公園にはソフトボール場もできていき、多くのもう種目的にも大会とか合宿誘致できるような状態になると思います。この先のことを考えると、やっぱりネットでの予約、空き情報の確認、こういったことができるようにしたほうがよいと考えますが、その辺のところはどういうお考えでしょうか。

#### ○生涯学習課長（山本圭介君）

システム化できないかということでございますけれども、令和2年3月に策定しましたこの美浜町スポーツ推進計画の中にも、「スポーツ施設の活用を促進するため、インターネットを活用し、各施設の予約や空き状況の確認が可能となる予約システムの導入を検討いたします」というふうに載っております。

したがって、今後このシステムを入れていくのですけれども、現在、愛知県のあいち共同利用型施設予約システムというものがあまして、知多管内のほとんどの市町が現在このシステムを使用しております。ですので、美浜町もこのシステムに参加するのが費用対効果が一番高いのではないかと考えております。

#### ○6番（廣澤 毅君）

今の課長の答弁ですと、するためには何か問題があると見受けられますが、それはどういった問題なのかお答えできますでしょうか。

#### ○生涯学習課長（山本圭介君）

先ほど紹介しました愛知県の予約システムでございますけれども、これは他市町と共同で使っておるものでございます。現在、美浜町の料金設定につきましては、もう大変複雑になっております。ですので、設定をそのままこのシステムに入れていくということではできません。ですので、今後、今複雑になってしまっている料金を少しでも簡素化といいますか、分かりやすいものにしていきまして、このシステムを導入することによって利用者の方々の利便性が向上されますということになりますと、それが交流人口の増加にもつながっていくのではない

かと考えております。

○6番（廣澤 毅君）

要するに、使用料金の複雑化によりそういうシステムが使えないと。ということは、料金の見直しをしたほうがいいのではないかという話になると思うのですが、先ほど教育部長の説明の中でも、知多管内以外のチーム、団体等が利用する場合は、施設によって異なりますが1.5倍から2倍とか、外からの予約を優先するためには料金の約2倍とか、テニスコートにおいては3分の10とか、多分一般の人は1回聞いただけでは多分理解できないと思います。

できれば今後のことも、先ほども言いましたが陸上競技場等も増えて、施設が増えることによりなおさら交流人口増加に向けてもう少し料金が分かりやすい設定で、今現在でも最初の窓口が違くと使用料金が違うとか、何かそういう話もちらっと聞きました。大会によってはグラウンド使用料がゼロのときもあるとか、その辺もちょっとはっきり説明できないような部分もございますので、今後のことも考えて料金を、去年の3月にもそのような質問を私にしましたが、1年前と今でまた現状は変わってきておりますので、2年後には陸上競技場のオープンも予定されておりますし、いま一度見直すという考えはございませんか。

○生涯学習課長（山本圭介君）

先ほども申し上げましたけれども、今非常に複雑になってしまっておりますので、そういったことも簡素化して皆さんに分かりやすい料金設定の見直しを考えておりますのでよろしく願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

料金に関しては、本当に早いうちに見直すことをお勧めいたします。

次に、総合公園グラウンドを硬式野球のできる施設への改修はということでございますが、この再質問ですが、再質問というよりは少し確認とお願いのことになるのですが、今の時点でも硬式野球チームなどから合宿や大会開催のために総合グラウンドの使用要望があると。そういった、確認の電話が来ておるといことですね。そういう要望があるということは需要につながるということなので、ぜひとも硬式ボールの使用可能な施設にするために改修費を国や県などの補助金の有無なども調査していきたいと考えておりますので終わらず、確実に調査していただきまして、何らかの形で皆さんに報告していただきたいと思っております。

それと、今年の2月の議会だよりは皆さん見ていると思っておりますが、まちの元気人、去年の夏、日本福祉大学付属高校硬式野球部が初めてのベスト8まで行き、そういう硬式野球の面で少し盛り上がりが出ています。そういったことも含めて、いま一度この改修工事について、去年は、新しく土地を買ってまでという質問をさせてもらったときには、それは今の中ではありませんとはっきりとお答えをいただきましたが、総合グラウンドに関しては初めて質問させていただきます。何とかいい方向に、美浜町で高校野球の大会が誘致できるような、そんな施設を造っていただきたいという野球関係者からの願いもございます。

先ほども言いましたが、補助金に対して国・県の調査をしていただきまして、またその報告をぜひしていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（横田貴次君）

答弁はよろしいですか。

○6番（廣澤 毅君）

いいです。伝わったと思いますので。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

〔6番 廣澤毅君 降席〕

○議長（横田貴次君）

ここで休憩したいと思います。再開を14時45分といたします。

〔午後2時27分 休憩〕

〔午後2時45分 再開〕

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 杉浦剛議員の質問を許可します。杉浦剛議員、質問してください。

〔5番 杉浦剛君 登席〕

○5番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。一般質問最後の質問者となりますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、あらかじめ議長に通告しました通告書に従いまして、順次壇上での質問をさせていただきます。

1、太陽光発電施設設置について。

近年の地球環境の気象変動に伴い、国際社会は脱炭素社会に向け動き出しております。各国は競って様々な分野で目標を設定し、発表しました。我が国においても、10年ほど前から再生可能エネルギーの一つ、太陽光発電施設が増えてきました。それとともに山林や農地で急な斜面の崩落、水害等、周辺環境に影響も出始めています。

昨年の秋より、隣町での太陽光発電施設に関わる一連の騒動はマスコミにも大きく報道され、対岸の火事では済まされません。そんな中でいち早く太陽光発電施設設置に関するガイドラインを改正し、今年3月1日より施行されております。

そこで、以下2点について質問します。同僚議員が先ほど同じ質問をされておりましたので、重複するかと思いますが、大切なガイドラインだと思い、再度質問させていただきます。

（1）改正後のガイドラインのポイントは何か。

今回改正されたガイドラインのポイントを事例を踏まえて分かりやすく説明してください。

（2）太陽光施設設置に関する条例を制定する考えはあるか。

ガイドラインだけではまだまだ不十分な点もあるかと思えます。そこで、太陽光発電施設設置に関する条例を制定する考えはあるでしょうか。

大きな2番目です。有機農業と学校給食についてお伺いします。

国連が採決したSDGs、これは持続可能な開発目標と申しますが、その対応があらゆる分野で重視される中、農林水産省は昨年5月、みどりの食料システム戦略を打ち出しました。2050年までに化学肥料を30%減らし、日本の全耕作面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万ヘクタールに拡大する目標を掲げ、環境負荷の低減に向けた新たな法律制定を進めています。

有機農業をはじめとする環境調和型農業の普及拡大に向け、その具体的な内容は市町村が主体となって有機農業に取り組む地域づくりを支援していくとあり、その一つに有機農産物の学校給食利用があります。

そこで、以下2点について伺います。

（1）学校や保育所の給食で有機農産物を使用していく考えはありますか。

このようなみどりの食料システム戦略で位置づけられ、地域環境負荷の低減や子供たちの健康を考え、有機農産物を学校や保育所の給食で使用していく考えはあるでしょうか。

(2) そのことに関連しますが、農林水産省は、2025年までに全国で100市町村をオーガニックビレッジとする計画を発表されました。生産から加工、消費までの様々な支援を打ち出しております。我が町の主産業である農業もこのビレッジ計画に参画し、積極的に取り組む考えはあるでしょうか。

壇上からの質問は以上です。

○議長（横田貴次君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

杉浦剛議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の1点目及び2点目、有機農業と学校給食についてのオーガニックビレッジ計画に参画する考えはについてお答えし、学校や保育場の給食で有機農産物を使用していく考えはにつきましては教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、太陽光発電施設設置についての御質問の1点目、改正後のガイドラインのポイントは何かについてでございますが、隣町の事例では、必要な許認可の基準以下に施設規模を分ける手法を取り、同規模の事業を一括で行えば、必要となる許認可を取ることなく造成工事に着手したことが問題となりました。

このことから、今回の改正においては、小分けにして固定価格買取制度の認定をもらった意図的と取られる分割事業であっても、実質大規模発電施設であるものは一体事業とみなし、ガイドラインの適用とすることを最大の目的として改正をしております。事業者等が異なる場合であっても、一連の土地または隣接する土地において同時にまたは連続して伐採や造成を行う場合や元請業者が同じである場合などは同一の設置区域とみなすよう改正したことと、小規模の太陽光発電施設であっても届出をすとしたガイドラインの適用範囲を改正したことの2つが大きなポイントとなります。

次に、太陽光発電施設設置に関する条例を制定する考えはについてでございますが、さきの大岩議員への答弁と重複しますが、地方自治法では、地方自治体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることから、制定に当たっては、憲法や法律の範囲内で定める必要があります。憲法や法令に抵触する場合は、条例そのものが違憲、違法であり無効とされる可能性があり、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、先進地の事例を研究しつつ、条例により個人の土地利用に制限をかけることの適法性について司法の判断を見極める必要があると考えております。

次に、有機農業と学校給食についての御質問の2点目、オーガニックビレッジ計画に参画する考えはについてでございますが、この計画は、有機農業を行う農業者のみならず、事業者や市域内外の住民を巻き込み、有機農業の生産から消費までの一貫した取組の試行や体制づくりを支援していくものです。

本町としましても、有機農業に取り組む若手農家と連携を図り、物流の効率化や販路拡大等の研修会をはじめ、先進地区創出に向けた取組について検討してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で私の答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、有機農業と学校給食についての御質問の1点目、学校や保育所の給食で有機農産物を使用していく考えはについてでございますが、議員の言われるとおり、農林水産省が有機農産物の国内生産増や販路拡大を推奨していることは理解しております。

また、愛知県が食育においていいともあいち運動を展開し、もっと愛知の特産物を食べようと地産地消を推奨しており、本町の給食においてもこの趣旨に賛同し、積極的に農業王国愛知の農産物を給食に取り入れております。

一方、学校給食の調理には営業許可も必要で、国や県が定める非常に厳しい衛生管理基準に従い、調理を行っております。有機栽培の野菜が注目を浴びている昨今ですが、こうした衛生管理上、泥つき野菜の持込み制限や虫混入対策、制限時間内での調理作業であることや大量調理に対応するための安定した供給と品質管理、また給食費、小学校250円、中学校290円、保育所250円という制限がある中で賄い材料を調達する収支上の調整など、導入に当たっては検討課題が多く、現段階では困難であると考えております。

○議長（横田貴次君）

再質問はありますか。

○5番（杉浦 剛君）

先ほどの答弁では、小分けにした分割事業であっても、実質大規模発電施設であるものは一体事業とみなし、ガイドラインの適用としたことが大きな改正点であるとの答弁をいただきましたが、そのほかにも造成における施工方法について指導できるよう改正されたと思います。この点についても詳しく御説明をお願いいたします。

○環境課長（富谷佳宏君）

太陽光発電施設ガイドラインに関するその改正点、特に今の御質問は、造成における施工方法についての改正点はどのようなものかということかと思えます。

ガイドラインにつきましては、改正前から事業実施に当たっての遵守事項として雨水等による土砂の流出や水害等の災害防止対策を講ずることというのを規定しておりましたが、これに加え、造成に当たっての具体的な施工基準を追加しておるものでございます。

○5番（杉浦 剛君）

その追加された施工基準とはどのような内容でしょうか。もう少し詳しくお知らせください。

○環境課長（富谷佳宏君）

施行基準の具体的な内容でございますが、こちらは美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる埋立条例、この施工基準に規定されている施工に関する基準、これに準じて実施するよう求めております。具体的には、保安距離の考え方ですとか、あと勾配に関する基準等というものが記されております。

○5番（杉浦 剛君）

施工に関する基準を追加した狙いは何でしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ガイドラインでは、事業実施に当たっての遵守事項としまして、関係法令もそうですけれども、もう一つ、国が定めるガイドライン、これに遵守して行くことを求めております。特に造成を伴う事業を実施する場合、これら関係法令の規制がない場所での施工方法の基準を今回示すことにより町がこれらの施工の指導に関われる、そのことを狙いとして定めておるものでございます。

○5番（杉浦 剛君）

私も太陽光発電施設の設置に関しては、隣町での昨年から秋からの出来事を本当に関心を持って見ておりました。そしていろいろと見学も行ったりと、南知多の議員からもいろいろなお聞きして、本当に同じ業者が美浜町でも既にもう土地も買っており、計画も準備しているということもお聞きしましたので、本当に危惧してござい

した。

他町の条例では、必要に応じて近隣住民や関係者に事業者への協定の締結を求めるというような事例があります。これは具体的には、岐阜県の恵那市の事例なのですけれども、こういった規定についてはどのようにお考えでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ただいまの質問の内容ですけれども、他市町の条例ということで、地域住民さんあるいは近隣関係者の方と事業者が協定を必要に応じて結ぶことができるという事例についてどう思われるかという内容かと思えます。

今、条例の中で協定の締結について規定することは、その協定を締結するに当たっての地元での例えば意見集約ですとか、あと事業者さんとの折衝、こういったことについて地域の皆様への負担が大きいのではないかなとも考えられます。しかしながら、事業者が協定を結ぶということはそれなりの責任説明を果たす、このことにつながると思いますので、そういったことでは非常に効果的な事例ではないかなと思っております。

ただ、協定の締結というのは、事業実施を前提とした地域との合意内容の確認ということになるかと思えます。ということは、後の事故等に対する担保として有効とは思われますけれども、事業区域そのものを規制する議論、すなわち町長からの答弁にありました、土地利用に制限をかけることの適法性とはまた別の話であるかと思えます。ですので、こうしたことにつきまして、引き続き我々は研究していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○5番（杉浦 剛君）

それでは最後の質問になるかと思いますが、引き続き研究を続けながら条例を検討していく上で、どんなことが一番重要であると考えておりますでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

御質問は引き続き研究ということで、条例を検討する上でということですが、町長からの答弁にもありましたけれども、実際に裁判となっているということもございますので、一番重要なことは土地利用に制限をかけることの適法性、すなわち土地利用の規制に対する度合いですとか程度、この見極めであると今考えております。例えば事業者が条例の内容について真剣に争う姿勢を見せたときにこれに十分耐え得る内容でなければならず、現在、その司法の判断を見守りながら研究を進めておるところでございます。繰り返しの答弁になりますけれども、以上でございます。よろしく願いいたします。

○5番（杉浦 剛君）

今回のガイドラインの改定については、担当課として本当にスピード感を持った対応をしていただきまして、私も一議員として安堵しており、大変感謝しております。事業者へは、町全体で今回改正したガイドラインに沿った指導を今後もしっかり行っていただくことをお願いいたします。

また、この3月議会の冒頭で町長は、施政演説の中で太陽光に関する条例化を進めると明言されました。今、本当に盛んに進められているこの太陽光にはFIT法というものがあって、20年間にわたる買取制度ですね。これで年々電力買取り価格が下がってきておりますけれども、この制度が大きなFIT法によって民間業者が参入した原因かと思っております。このFIT法が終わるのが2040年頃だと聞いております。

そして、太陽光パネルは約20年から30年の耐用年数だと聞いておりますので、こういったことを予測すると、今年4月1日に施行されます再エネ特措法、このリサイクルに向けた資金の調達のための積立制度が始まります。

これは現在運用中の事業者には積立てができないということがあるとも聞き、課題は残りますが、さきの愛知県議会でのこの件について一般質問があり、パネルのリユース、再利用やリサイクルを進めるために今年度から設

計や生産、リサイクルに関わる事業者を募集し、有識者を交えたプロジェクトチームを設置する考えを県が明らかにされました。台風などによる飛散や破損、有害物質も含めているため、土壌汚染も心配されますが、プロジェクトチームでは破棄パネルの回収方法、リユース品の品質評価、無害化したリサイクル品の開拓支援など幅広く検討し、あいちサーキュラーエコノミー推進プランでも太陽光パネルを最重要課題の一つとしております。

ぜひこの条例をつくるに当たって先々のことを考えて、こういった問題を適正に、愛知県と連携しながら推し進めていただきたいと思います。では、この件はこれで最後にします。

それでは、次の質問に移ります。

先ほど学校給食に有機農産物はどうだというような質問に、大変難しいという御回答をいただきました。私も十数年前に地産地消をぜひ進めていただきたいということで、当時、美浜町のお米が美浜町の子供たちに食べられるということを願いまして質問したことがありました。そのときに、先ほど部長からの御答弁にありましたように品質管理の問題、それからロットの問題、それから泥つき野菜だとかというようなことだとか、いろいろと学校給食の費用の問題、もう本当にハードルが高くて、こういったことに関してなかなか難しいんだなということを感じ知らされたことがありました。

今思うのは、時代状況が変わりまして、こういったみどり戦略システムによって大きく今からの日本の食料安保、または遊休農地の解消に向けて歩まんとしているときに、ぜひとも私としては学校給食、大きな消費口であります。こういった消費を抱えている地元の学校給食に地元の有機農家をぜひ応援していただくべく取り組んでいただきたいと思います。今日はこの間新聞に発表されました、卒業式前に中学校3年生が舌鼓をしたということで、知多牛のハヤシライス、この記事を持ってまいりました。これは特別メニューで、大変好評だったそうです。これと同じように、12月8日はどうもオーガニックの日だということをお聞きしましたので、ぜひピンポイントでこういった特別メニューをやっていたらどうかということをご提案したいと思います。そのことについていかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（近藤淳広君）

有機農業と学校給食の関連でございます。非常に高いハードルということで、杉浦議員も価格の関係ですとか品質の関係、また、安定した量の関係で非常に厳しいということは御理解いただいていると思います。

地産地消につきましては、いいともあいちの活動ですとか美浜の給食を食べる日、あと美浜の特産を生かした学校給食週間などで学期に1回、地産地消の取組はこれまでも行っております。

それに加えて、今回有機農業の取組を、なかなか安定的には無理かもしれませんが、そういったこの間の知多牛のハヤシライスみたいにスポット的ということでございます。12月8日がオーガニックの日ということではございますが、その日とは分かりませんが、例えば時期とか品目とかを限定した形で、先ほど3つの高いハードルとか厳しい条件はあるかと思いますが、それを協力できる体制をできれば前向きに検討していくことも考えております。実際、県内の自治体でもそういった取組を先進的にやっているということも私も聞いておりますので、そういう事例を参考に一緒に考えて乗り越えていくことを検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○5番（杉浦 剛君）

県内では東郷町だとかいろいろなところがもう既に先進的に取り組んでおりますけれども、南知多町や武豊町でも有機農家の食材を使って少しずつ取り入れていこうというような話があるそうです。ぜひともこういったことに取り組んでいただきながら、一つの地域の話題性を発信していただきたいと思います。

また、今日は健康・子育て課長さんも出席していただいておりますので、保育所でもぜひ、小さなそういった

調理場を各保育所で持っておりますので、保育所でも取り組んでいただきたいと思いますと思っているのです。この間お話ししましたところ、何か1食作るのに全保育所で使う量が、タマネギ、ニンジン、ジャガイモ等、そういったものが20キロ前後で賄えるということをお聞きしましたので、もう十分そういった対応ができるかなと思っています。保育所でもぜひともお願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○健康・子育て課長（下村充功君）

先ほど教育部長からも答弁させていただきましたとおり、保育所の給食においても費用面、1食250円という制限がございます。そこら辺のことは重々議員のほうも御承知かと思えますけれども、先ほど学校教育課長からお話があったようにスポットでやっていく、また、あと時期等にもよると思うのですけれども、取れる時期等いろいろ勘案させていただきまして、またそちらも使えるような有機野菜等、限定になるかとは思いますが、検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○5番（杉浦 剛君）

ぜひともこれから関係者の方々と話し合ってもらって、一步ずつでもできることから始めていただきたいと思います。

それでは次に、2点目のオーガニックビレッジ計画ですが、先ほど有機農業に取り組む若手農家と連携を図り、物流の効率化や販売拡大等の研修会ははじめ、先進地創出に向けた取組について検討していくとの答弁がありました。まず、具体的にどのように進めていく予定なのかお聞きしたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

どのように進めていく予定かということですが、町のできることを、まず生産者の把握やあと課題、そういったものを整理することが重要と思っております。まずは有機農業に取り組む若手農家たちとネットワーク、これをつくることを進めていこうかと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○5番（杉浦 剛君）

ぜひネットワークづくりを進めていただき、研修会や勉強会にでも参加していただき、積極的に連携できるようお願いたします。そして、できましたら、町の農業振興、農業施策の適正な推進のために設置しております美浜町農業振興推進協議会の中でこの有機農業についても位置づけを考えていただけたらと思うのですがどうでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

美浜町の農業振興推進協議会の委員には、農業委員会の会長さん、副会長さん、JAの美浜地域の担当理事の代表の方、あとJAの青年部女性部の美浜地域代表部長、また農業経営士の方もみえますので、その協議の中で議論ができるように前向きに検討していきたいと思っております。

○5番（杉浦 剛君）

私も以前、農業経営士としてこの協議会に長いこと参加させていただいておりました。ぜひ前向きな議論をされることを期待しております。

私も若いときから本当に変わり者扱いされまして、有機農業に長いこと取り組んできた経験がありますが、時代はこうやって変わっていくのかということを感じております。齋藤町長も私と一緒に長いこと農業の分野でいろいろな運動にお関わりになり、そして農業経営者連盟の事務局長として長年海外の農業視察もされて、「百姓の見たソ連」という本も著しておられます。

今現在、このようなもう緊迫した国際状況の中で、どうやって自国の農業を守って食料安保を本当にきちんとやろうかというような議論も積極的にされているところであります。私が今回取り上げた有機農業と学校給食も

こういった地産地消の基本的なところから含めて、こういう日本農業を本当にしっかりと足元から見直していきたい、広めていきたいという思いでさせていただきました。

最後に、町長にこういった私の今回投げかけた有機農業と学校給食というテーマを切り口に所信を御披露願いたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○町長（齋藤宏一君）

本人が変わり者だと言いましたので、まさにそのとおり、非常に私の歩いた道と一緒に歩いてきたのだけれども、いまだにもって息子がああいう形で一生懸命でやっている姿は、これは非常によかったかなと思います。

私も町長を、実は4期やって辞めて、あれから息子のやっているハウスの中で有機野菜、無農薬野菜、これを五、六年やったけれども、非常に現実、厳しいです、無農薬は。これを全国に広めて、また町に広めて、これだけで美浜町の農地で食べていけるかということが一番問題です、農業としてね。一部の方々が本当に熱心に、しかもやや隔離されたというのは、私の仲間も2人、南知多町で有機農業をずっともうやって、それで経営を成り立たしておる男が2人おります。肥も違います、肥料も。しかも、場所が隔たっているというのかな、一般の消毒やる人と無農薬を同じ近くにやったらとてもではないです。だから、そういう条件もやっぱり選ばなければいけない。ただ、今の有機的なものを作って上手にやられて食べられるように、経営が成り立つようにやるということは、厳しいけれどもこれは大事なことだと思います。本当に。

でも、今太陽光の問題もあったけれども、農水省そのものが、山の問題もそうでしょう。森林を残したらいいのか、太陽光を残したら、どちらがいいんですか。特に美浜町のように大きな大木ではないんですよ、里山、保安林です。そこに太陽光をどんどん増やされてこれで本当にいいの、何考えているの、政府が。私も農水省、それから町村会でも、もっと地方の町村の声を聞けと。本当にそれが一番大事ではないの。政府の中で経済産業省だと。農水省、環境省ってやったら経済産業省には勝てませんよ。そういう実態が私は見えているから、これまで若い頃に農業経営者連盟でいろいろと農水省の方々と勉強させてもらったけれども、もう一度SDGs、もっと前に言えば自然と共生ですよ。こういうことをしっかり考えた、原点を考えた農業の面でも考えていただきたいな。

だから、小さく言えば今言った有機農業、できるだけ無農薬で食べさせたい。でも、もう日本が一番安全な農薬を作っているんですよ。すばらしいんですよ。アメリカへ行っても、中国行っても、ソ連行っても、いや、とても日本の農薬のレベルではないですよ。だから、そういう面では日本はまだ非常にそういうよく安全面も考えた方法をやっているから。それよりも、美浜の農地が荒れてしまっている。しかも今、ウクライナの問題で輸入が入ってこないの何だ、国際的にこれから食べ物はあるの。そのほうがもっと大きいということ考えた、うちはまちづくりをやりたい。

だから、特色ある生産をやっている方も、これは一生懸命伸ばして育てたい。それから、どんと荒れている広い、40町歩も50町歩もある農地が3割4割荒れているではないですか。こんなもったいないことはない。そこでやれるような農家、後継者を育てるのほうがまず大事、本町は。そう思って今、産業課も一生懸命やっておりますので、何とか見通しを立てたいなと思っておりますので御理解をしてください。杉浦議員、いいですか、そういうことで。

#### ○5番（杉浦 剛君）

もう少し踏み込んだ御発言を期待しておりましたが、本当に今、でも言われたことは大局的に見ると一番大事なことだと思います。こういう中で我々もしっかりと議員もいろいろなところに目を配って、これからも一緒にまちづくりをやっていきたいと思います。いろいろとありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（横田貴次君）

以上をもって、杉浦剛議員の質問を終わります。杉浦剛議員は自席にお戻りください。

〔5番 杉浦剛君 降席〕

○議長（横田貴次君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

---

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月10日から3月13日までの4日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、3月10日から3月13日までの4日間を休会することに決定いたしました。

来る3月14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後3時25分 散会〕

令和4年3月14日（月曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月14日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更について
- 日程第3 議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例について
- 日程第11 議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例について
- 日程第16 議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算
- 議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算
- 日程第22 発議第1号 美浜町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22までの各事件

- 追加日程第1 議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	山本辰見君	3番	森川元晴君
4番	石田秀夫君	5番	杉浦剛君
6番	廣澤毅君	7番	大嵯暁美君
8番	中須賀敬君	9番	横田貴次君
10番	荒井勝彦君	11番	大岩靖君
12番	横田全博君	13番	野田増男君
14番	丸田博雅君		

◎ 本日の欠席議員（1名）

2番 鈴木美代子君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤宏一君	副町長	八谷充則君
総務部長	杉本康寿君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	大松知彰君	秘書課長	中村裕之君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	富谷佳宏君	産業課長	三枝利博君
建設課主幹兼 工務係長	竹内健治君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	宮崎典人君	会計管理者	久綱勇君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	谷川雅啓君	主幹兼議会係長	森秀雄君
--------	-------	---------	------

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

おはようございます。

令和4年美浜町議会第1回定例会3日目の日程を迎えました。関係各位の皆様の定例会への御出席に心から感謝申し上げます。

先週末の金曜日ではありますが、学校再編と小中一貫教育に関する勉強会に参加させていただく機会を得ました。

講演後の質疑応答の場面で、教育委員の方から、各学区における地域のコミュニティーを維持しながら町内各学区間の連携を深めるにはどのような取組が必要なのかといった趣旨の質問がありました。今後、学校再編という重要な事業を推進していく中で、本町に住み暮らす町民の皆様との行政議会と皆様との関係を、今後、より強く、そしてよりよいものにしていかねばならない、改めてそう感じました。今後、町民の皆様との対話を重要と考えて、この議会の活動も必要になってくるであろうと思いました。

令和4年度の予算、様々提案されている事業に具体的に町民の皆様がどのような影響が被るのキャリアルに想定をし、新年度予算に対する審査を進めなければならない、こう改めて感じました。本日の議案質疑をはじめ、明日から始まる各常任委員会における議案審査につきまして、議員各位の皆様のご慎重なる審査を確実に行っていただきますよう、心からお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いしておりましたが、飛沫防止用のアクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますので改めてお伝えします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありましたので、これを受理いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

##### ○議長（横田貴次君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第2 議案第2号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第2号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合の規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第4 議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第5 議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第7 議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 荒井勝彦議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例に対してお伺いをいたします。

たしか昨年、令和3年3月議会において、私の一般質問で、本町消防団員の待遇は充足しておりますかと、このような問いに対し、執行部側からは、出勤報償をはじめとする金銭的待遇については他市町に比べやや抑えられている部分もございますと、このように御答弁をいただいております。

今回の改正で、団員1人当たりの1回の出勤報償を現行1,200円から倍増となる2,400円に改める内容でござい

ますが、この金額を2,400円に改正した根拠といますか、それを御説明いただきたいと思います。近隣市町の状況も併せて御説明をお願いいたします。

○防災課長（富谷佳成君）

出動報償を2,400円に倍増させた根拠につきましては、令和3年4月13日付、消防庁長官より発せられました消防団員の処遇改善に関する通知を受け実施するものでございます。この通知を受け、各市町はそれぞれの財政状況に鑑み、令和4年度からの出動報償の引上げなどに取り組んでおります。

本町としましても、通知の趣旨に沿って団員の処遇改善を行うべく、近隣市町の動向を調査したところ、半島内でも財政状況の近似している南知多町は引上げを行わず、従前より本町の見直し額と同額であった2,400円ですが、訓練や啓発活動に対する出動は1回当たり1,200円であるとのことでした。また、隣接する常滑市にありましては見直しを行わず、出動1回当たりの報償金は1,800円で保持されるとのことでした。

○10番（荒井勝彦君）

1つ確認をさせていただきたいんですけれども、今回の改正は1回の出動報償のみの改正でしょうか。恐らくというか消防団の待遇といたしましては、年間の報酬といますか、それと併せて任期を務められた団員の方が退団される際の退団金というか、この3つの柱があると思うのですが、改正されるのは1回の出動手当のみでございましょうか、御回答をお願いいたします。

○防災課長（富谷佳成君）

先ほど回答いたしました出動団員出動1回につきお支払いする出動報償金については、今般、美浜町消防団条例を見直し、引上げを行いますが、美浜町報酬及び費用弁償の支給に関する条例に別に定めております年額報酬の改定については見送らせていただき、今後の他市町の動向及び本町の財政状況が好転した折には積極的に見直しを図ってまいりますので、その節はよろしくをお願いいたします。

○議長（横田貴次君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第8、議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第9 議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第9、議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第10 議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第10、議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第11 議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第11、議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第12、議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第13、議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第14、議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第15、議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第16、議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）

○議長（横田貴次君）

日程第17、議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、お手元に配付いたしました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第18、議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（横田貴次君）

日程第19、議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第20、議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第21 議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算から

議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（横田貴次君）

日程第21、議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算から議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

令和4年度予算質疑に入るに先立ち、議長から議員の皆様をお願いいたします。

質疑については議案内容についての疑義をたずぬものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点御注意ください。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、令和4年度一般会計予算を除き、1議題、1議員につき3回までを限度といたしますので、御了承ください。

最初に、議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算についてであります。本案は、各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつ、その内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、最後、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1款議会費から4款衛生費までの質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

少し質問させていただきます。

予算書の81ページ、2款、1項、7目、12節の若者異業種交流会委託料についてでございますが、せんだってもお大崎議員の質問の中にもありましたが、再度お尋ねいたします。どのようなことを計画しているのか、また昨今、男女参画社会が形成されている中、女性の参加も重要と考えますが、交流会には女性も参加されるのでしょうか。

○議長（横田貴次君）

ただいまの質疑についての答弁を求めます。

○企画課長（戸田典博君）

若者異業種交流会の事業計画内容及び女性の参加についてでございますが、先ほど言われたように一般質問でもお答えさせていただきましたが、現在、全国的に少子高齢化、また人口減少が進む中、本町においても例外ではございません。そんな中、今後の美浜町の未来を支え、また、担っていただきます18歳から40代の若者が交流し、様々な業種での横のつながりが生まれることで地域の発展につながり、また、まちづくりへの若者の参加のきっかけになればと計画をさせていただきました。

今回、一般社団法人SDGs designの代表理事兼公益社団法人日本青年会議所監事であり、曾根香奈子さんを講師にお招きいたしまして、「～SDGsを学んで繋ごう～」をテーマに、SDGsカードゲームを通じ、気軽に楽しくSDGsの考え方を企業や地域の活性化に生かし、持続可能なまちづくりにつなげていければと考えております。

なお、3月22日に開催予定のこの交流会において、本日現在でございますが、9つの事業所から17名の申込みをいただいております。そのうち女性の参加は7名となっております。

○4番（石田秀夫君）

続きまして、117ページで、3款、1項、3目障害者福祉費についてでございますが、前年度比7,745万7,000円の増となっておりますが、増額の要因についてお伺いいたします。

また、国・県の負担割合に変更はあるのでしょうか、お願いいたします。

**○福祉課長（三枝美代子君）**

初めに、3款、1項、3目の障害者福祉費の増額の主な要因についてでございますが、こちらについては障害福祉サービス事業として19節の扶助費、障害福祉サービス費のうち、居宅介護と就労継続支援のB型、それから児童発達支援の増額が主な要因となっております。

居宅介護は、グループホーム利用者の支給決定時間の増により、給付費が増額となっております。

就労継続支援B型では、こちらにも利用者の増加によるものなのですが、給付費が増額となり、一般就労はできないが就労したい人が増えており、今後も継続的に増加する見込みでございます。

児童発達支援ですが、こちらにも実績による増、それから、令和4年度からわかば園の定員増というところで増額となっております。

国と県の負担割合についてでございますが、国が2分の1、県が4分の1で、変更はございません。

**○議長（横田貴次君）**

ほかに質疑はありませんか。1番 山本辰見議員。

**○1番（山本辰見君）**

私は、コロナウイルスワクチンの関係で質問します。

予算書の143ページ、ここに新型コロナウイルスワクチンの接種事業5,900万何がしかあります。少し前の125ページにも感染症対応事業ということで160万円あります。予算というか4年度に繰り越すのは9,000万円ぐらいあったとお聞きしているのですが、その違いというか、ほかのどこかに項目、ずっと探したのですが、見当たりませんので、その関係をお願いしたいと思います。

**○健康・子育て課長（下村充功君）**

今、山本議員からお話のありました143ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業と125ページの新型コロナウイルス感染症対応事業の違いについてでございますが、まず、143ページは実際にワクチン接種に係る事業費で、来年度の分の予算となります。また、125ページにあります感染症対応事業、こちらは、私どもにもあります保育所、児童館、児童クラブ等で、万が一、また感染症の対応をする際に必要な消耗品等を購入させていただく予算で、全く違うものになりますので、よろしくお伺いいたします。

あと、繰り越した分についてなのですけれども、これにつきましてもワクチン接種の今年度、令和3年度中の実施するものとなりますので、よろしくお伺いいたします。

**○1番（山本辰見君）**

そう言いますと、私から、9,000万円ぐらいが4年度にとお聞きしたのですが、その中の一部も3年度にも事業をするという受け止め方でよかったですでしょうか。

**○総務課長（大松知彰君）**

ただいまの御質問についてですが、今、健康・子育て課長から話があったのは、あくまでコロナウイルスのワクチンの接種の関係になりますので、今、山本議員が言われたのは、地方創生の臨時交付金のことだと思いますので、ワクチン接種とはまた別の補助金になりますので、繰越し、それから事業も全く別になるので、ワクチン接種はワクチン接種でそれぞれ負担金ですとか補助金で専用の科目が設定されておりますが、地方創生の交付金については別事業となりますので、その分を繰越しという形になりますので、よろしくお伺いします。

○議長（横田貴次君）

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

先ほどに続いてではないのですが、予算書195ページ、9款、1項、4目災害対策費の14節災害対策室整備工事120万円の工事内容について教えていただきたいのと、また、18節のブロック塀撤去補助金200万円と避難行動要支援者個別避難計画作成交付金60万円は、どのような補助金か、交付金かです。御説明をお願いいたします。

○防災課長（富谷佳成君）

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費のうち、14節の災害対策室整備工事の内容についてですが、地震や風水害が発生した際に、保健センター3階の集団指導室に災害対策本部を開設し運用するために必要な工事等を行うもので、電話回線及びテレビ回線を引きます配線工事を行うほか、本部員が被災状況や気象情報などを共有するために必要な大型モニターと、町民からの被害報告、外部への救援要請などのための電話機の購入を予定しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金のうち、ブロック塀等除去補助金につきまして、別に定める美浜町ブロック塀等除去補助金交付要綱によるものですが、概要としまして、道路に面した高さ50センチ以上のコンクリートブロック、れんが等で組まれた塀や土塀を撤去した者に対し、塀の延長1メートル当たり1万円を乗じた額の2分の1をお支払いするもので、セットバック等の様々な条件を廃し、住民の方々にとって取り組みやすくしたことで実効性を高めたことが、防災課において実施する特徴となっております。

また、避難行動要支援者個別避難計画作成交付金についても同じく交付要綱を定めますが、東日本大震災の教訓として、平成25年の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされ、追って名簿に登載された要支援者について個別避難計画を作成することが努力義務となったことから、災害時に自ら避難することが困難な方の避難先や避難経路、支援を担当する方も決めた上で、避難者一人一人に応じた計画を新規に作成された自主防災会や福祉関係の事業所などに対し、1件当たり3,000円をお支払いするものとしております。

○議長（横田貴次君）

そのほか質疑はございませんか。13番 野田増男議員。

○13番（野田増男君）

1つ伺いたいと思います。

191ページ、9款、1項、2目、14節工事請負費の消防団詰所新築工事で、古布班、矢梨班の詰所が老朽化で河和南部文化交流館に隣接する丘陵地に新築すると説明を受けましたが、この場所に決まった理由を教えてください。

**○防災課長（富谷佳成君）**

今回新築する消防団詰所は、耐震強度が不足している古布班、矢梨班の消防の詰所を統合し1か所に建設するもので、建設予定地の選定につきましては、地元区との協議に基づき、地元区から提供いただける土地に建設するものでございます。

**○議長（横田貴次君）**

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横田貴次君）**

質疑なしと認めます。これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第27号の質疑を終わります。

以上、7件の令和4年度予算につきましては、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。よろしくお願いいたします。

---

日程第22 発議第1号 美浜町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について

○議長（横田貴次君）

日程第22、発議第1号 美浜町議会議員の政治倫理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。11番 大岩靖議員、説明願います。

〔11番 大岩靖君 登壇〕

○11番（大岩 靖君）

発議第1号 美浜町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について。

美浜町議会議員の政治倫理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月14日提出、代表提出者は、美浜町議会議員 大岩靖。提出者は、美浜町議会議員 森川元晴、山本辰見、中須賀敬、野田増男でございます。

次に、提案理由でございますが、町議会議員は、町民の信託を受けた立場であることを認識し、町民の代表として誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与するため、美浜町議会議員の政治倫理に関し必要な事項を定める条例を制定することが必要であるためであります。

次に、条文について申し上げます。

第1条は目的で、議員は政治倫理に関し必要事項を定め、民主的な町政の発展に寄与することを目的と定めています。

第3条は政治倫理の規定で、議員が遵守しなければならない倫理基準を定めています。

第4条は審査の請求で、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる場合の審査請求の方法について定めています。

第5条から第6条では政治倫理審査会の規定で、議員の政治倫理に関する事項を審査するため、美浜町議会政治倫理審査会を置き、開会に必要な委員の定足数を定めています。

第7条から第10条では審査会の審査で、議長から審査の求めがあった事案の審査方法などを定めています。

第11条は審査の結果で、審査会から議長への審査結果報告の方法及び報告を受けた議長の対応を定めています。

第12条は審査の結果の尊重で、対象議員は審査結果を尊重することを定めています。

第13条は守秘義務で、委員の守秘義務を定めています。

第14条は公表で、議長は審査会の報告並びに措置を講じたときの公表事項及び方法を定めています。

附則として、この条例は公布の日から施行でございます。ただし、審査の請求は施行日以降に発生した政治倫理違反について適用します。

以上、主な条文について申し上げましたが、本案は議会運営委員会で協議し、全会派一致により賛同を得て提案するものでございます。また、町全議員の皆様の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第11号 美浜町議会議員の政治倫理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

[午前9時40分 休憩]

[午前9時42分 再開]

○議長（横田貴次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について

○議長（横田貴次君）

追加日程第1、議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部

を変更する協定書の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

追加上程案件の提案理由の説明を申し上げます。

本日、追加上程いたしますのは、議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてでございますが、協定書を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案第28号の詳細につきましては、担当部長から御説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降 壇〕

○産業建設部長（宮原佳伸君）

それでは議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結について御説明いたします。

昨年度から繰越しをして実施しておりました事業の費用が確定し、お手元の資料1のとおり、去る3月8日に変更仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

仮協定書の第1条にありますように、費用について3億994万7,000円を647万9,000円減額しまして、3億346万8,000円に変更するものでございます。

議案第28号の説明は以上でございます。

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間につきましては、追って放送でお知らせいたします。

〔午前9時46分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の一部を変更する協定書の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（横田貴次君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月15日から3月21日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、3月15日から3月21日までの7日間を休会することに決定いたしました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る3月22日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時12分 散会〕

令和4年3月22日（火曜日）

第1回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月22日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について  
議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について  
議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について  
議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例について  
議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について  
議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について  
議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について  
議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例について  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第7 議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算  
議案第23号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第8 議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算  
議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算  
議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8までの各事件

追加日程第1 同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命について

日程第9

◎ 本日の出席議員（13名）

1番	山本辰見君	3番	森川元晴君
4番	石田秀夫君	5番	杉浦剛君
6番	廣澤毅君	7番	大寄暁美君
8番	中須賀敬君	9番	横田貴次君
10番	荒井勝彦君	11番	大岩靖君
12番	横田全博君	13番	野田増男君
14番	丸田博雅君		

◎ 本日の欠席議員（1名）

2番 鈴木美代子君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	齋藤宏一君	副町長	八谷充則君
総務部長	杉本康寿君	厚生部長	高橋ふじ美君
産業建設部長	宮原佳伸君	教育部長	夏目勉君
総務課長	大松知彰君	秘書課長	中村裕之君
企画課長	戸田典博君	防災課長	富谷佳成君
税務課長	小島康資君	住民課長	藪井幹久君
福祉課長	三枝美代子君	健康・子育て課長	下村充功君
環境課長	富谷佳宏君	産業課長	三枝利博君
建設課主幹兼 工務係長	竹内健治君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	宮崎典人君	会計管理者	久綱勇君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	山本圭介君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	谷川雅啓君	主幹兼議係長	森秀雄君
--------	-------	--------	------

[午前9時00分 開議]

○議長（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

令和4年美浜町議会第1回定例会最終日を迎えました。

日本各地で桜の開花のお知らせと、また愛知県に発令されておりましたまん延防止等重点措置の解除、そして新聞紙上では本町人事異動のお知らせもいただく中での定例会の開催となりますが、いろいろな状況での関係各位の皆様への御出席に感謝を申し上げたいと思います。

先週3月15日、16日に行われました各常任委員会では、議員各位、また執行部各位関係の皆様への御協力によりまして慎重なる議案審査を実施していただきました。海外でのウクライナ情勢、また国内における新型コロナウイルスの状況を鑑みますと、大変厳しい状況の中での定例会の開催となりましたが、会期中、感染予防対策等を確実に行っていただいたおかげをもちまして、これまでの日程について大きな混乱もなく、本日を迎えることができました。改めて、関係各位の皆様への御理解と御協力に心から感謝申し上げます。令和4年度の大切な予算審査に際しまして、最後まで慎重審査を実施いただくよう心からお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用をお願いしておりますが、飛沫防止用アクリル板が設置されている場所に限り、マスクの着用を自由とさせていただきますのでお伝えさせていただきます。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。これを受理しましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから

議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてまで13件一括

○議長（横田貴次君）

日程第1、議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてまで、以上13件を一括議題といたします。

以上13件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る3月15日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員7名の出席の下に、

説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてまでの13議案につきまして、審査、採決の結果、13議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例についてにおいて、これまでの譲与税の使い道と基金にする意味はとの質疑があり、譲与税は令和元年度から交付されており、小学校の机と椅子の購入、総合公園のグランドベンチの修繕、町内の枯れ松の伐採、中学校のロッカー購入などに活用してきた。今後は基金に積み立てて、大きな事業に対応できるようにしたいとの答弁がありました。

また、議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてにおいて、条例制定の目的はとの質疑があり、畜産業を推進するために、令和4年度から県の認定を受けた認定畜舎は市街化調整区域において建築基準法の基準によらず建築が可能になる。市街化調整区域の美浜緑苑地区において、畜舎の建築を規制するために条例を制定するものとの答弁がありました。

議案第3号から第9号、議案第11号から第14号については、質疑はありませんでした。

なお、13議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号 美浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町愛知用水二期事業基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における認定畜舎等の制限に関する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（横田貴次君）

日程第2、議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月16日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席、欠席1名の下に、説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告させていただきます。

条例改正に伴い、対象となる未就学児をどの程度見込んでいるかとの質疑があり、令和3年度の状況より、108人の未就学児が該当することから、100人程度を見込んでいるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）

○議長（横田貴次君）

日程第3、議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告させていただきます。

歳出において、ごみ減量化事業の手数料の減額理由はとの質疑があり、水色の有料化後の可燃ごみ袋を販売しているが、取扱店に支払っている手数料で、可燃ごみ袋の販売数が想定より少なかったためであるとの答弁があ

りました。

歳入においては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から  
議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで2件一括

○議長（横田貴次君）

日程第4、議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

[文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇]

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（横田貴次君）

日程第5、議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 令和3年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算

○議長（横田貴次君）

日程第6、議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、地方創生まちづくり事業はどのような内容かとの質疑があり、現在、整備中の運動公園を核としたまちの交流人口の増加や新しい産業の創出を図るため、健康、教育、経済が連動するまちづくり事業

を計画しており、民間の力も借りながら、スポーツを核としたまちづくり計画の作成、また陸上競技場を運営していく手段、企画を検討するとの答弁がありました。

また、行政手続オンライン申請管理システム導入委託料はどのような内容かとの質疑があり、デジタルトランスフォーメーション推進計画の中の重要6項目の一つ、行政手続のオンライン化で計上している。令和4年度までに、特に国民の利便性の向上に資する手続として、住民がマイナンバーを使って申請する26項目の申請等をオンライン化するためのシステムを構築する費用との答弁がありました。

5款労働費においては、愛知建連技能専門学校職業訓練事業補助金は、近隣自治体が同額を補助しているのかとの質疑があり、知多5市5町を含む12市5町が加入していて、美浜町民の入校の有無により額は変わってくるとの答弁がありました。

6款農林水産業費において、森林空間用地借上料は、町民の森で立入禁止になっているところがあったと思うが、その部分も含まれているのかとの質疑があり、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間で賃貸借契約を行っており、現在は立入りできるようになっているとの答弁がありました。

7款商工費において、小野浦屋外ステージ撤去の考え方はどの質疑があり、経年劣化に伴い非常に危険な状況にあり、撤去についての検討をしてきた。小野浦区、観光協会小野浦支部も含めて、これからの観光の方向性や撤去後の施設の必要性を検討しながら進めていくとの答弁がありました。

次に、8款土木費において、総合公園拡張事業委託料の造成工事の内容はどの質疑があり、本年度購入した土地の造成と小屋の撤去を行うとの答弁がありました。

また、排水路新設改良工事は、以前、岡ノ脇の道路が陥没したところの改修工事と説明されたが、既に復旧されているのではどの質疑があり、昨年、陥没があった場所を含めて管路調査を行ったところ、管の劣化が確認されたことから、安全対策のために全線を改修するものとの答弁がありました。

次に、9款消防費において、消防団出動報償金の単価が倍になるが、予算内で対応できるのかとの質疑があり、消防団員の訓練などの出動回数の精査と出動人数などを正確に把握するとの答弁がありました。

次に、歳入については、まち・ひと・しごと創生寄附金（企業版ふるさと納税）は、令和6年度までにどんな取組を行うのかとの質疑があり、現在、JTBと協力して、ふるさとコネクトというインターネットサイトに3つの事業を上げている。運動公園を核としたスポーツまちづくりプロジェクト、地域資源を活用した観光振興の実施、移住・定住のきっかけづくりとして、みはまデイズプロジェクトで1事業50万円を見込んでいるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

#### ○議長（横田貴次君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

3款民生費において、地域生活支援事業の医療的ケア児訪問看護事業はどのような内容かとの質疑があり、胃ろうの児童に対し、週2回の昼食の時間に補助する事業で、国と県の補助金があるとの答弁がありました。

また、令和3年度にあった子育て世帯応援事業はどうなったのかとの質疑があり、紙おむつの助成事業でしたが、現金支給による支援に変更し、出産時や転入時に申請する子育て支援金事業に移行するとの答弁がありました。

4款衛生費においては、知多南部広域環境組合分担金の内訳はどの質疑があり、美浜町の分担金は4,020万円で、このうち施設の管理及び組合の運営に要する経費は家庭系ごみの搬入量で案分し、美浜町の負担割合は約10%で、金額では1,676万4,500円である。残りの分が、施設の管理及び組合の運営に要する経費以外に充てられるとの答弁がありました。

10款教育費においては、令和4年度より配置するスクールソーシャルワーカーの勤務内容はどの質疑があり、事務は学校教育課内で行い、中学校区派遣型で週3回の勤務を予定しているとの答弁がありました。

また、文化財保護費の正蔵寺一切経蔵殿修繕補助金の修繕内容はどの質疑があり、町指定の文化財である正蔵寺一切経蔵殿の屋根瓦を補修するとの答弁がありました。

歳入については、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。1番 山本辰見議員。

○1番（山本辰見君）

私は、総務常任委員会のとときには賛成はしたのですがけれども、改めていろいろ分析したら、これ幾つか気になる箇所がありますので、あえて、ただいまの議案第21号 令和4年度一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

1点目が、2款総務費、1項総務管理費のうち7目企画費、負担金の中にリニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金があります。以前から指摘しているように、この工事の静岡県では、いわゆる地下水の問題で、今、一部工事がストップしていますし、基本的に全面的に反対にはなっていませんが、静岡県では賛同しておりません。また、何か所かで重大事故も発生しております。そして、もう一点、トンネル工事の現場から出る排出土砂の行き場の問題も大きな課題となっています。以前も質問したときに、愛知県全体で支持していると答えておりますけれども、一地方自治体が抜けても何ら問題はないと考えます。

次に、2款総務費、2項徴税費の中の1目税務総務費の中で知多地域地方税滞納整理機構負担金50万円でありますが、愛知県全体ではもう既に解散しているのに、知多地域だけ、またこれを存続させました。既に、美浜町

の職員も、これまでの取組で、滞納回収の実務には職員に徹底されていると思いますので、この仕組みを取り下げてください。以前の負担金は30万円でしたけれども、2年、3年ほど前から50万円に上がっております。

もう一点というか、8款土木費、5項都市計画費、4目公園管理費のうちの運動公園整備事業委託料ですけれども、先日の特別委員会の中で様々な設計変更の案が示されました。来年度は12億1,000万円の事業展開になりますけれども、心配しているのは全体の事業費45億円が膨らまないのかという問題であります。非常にこれは心配であります。

それからもう一点、10款教育費、2項小学校費と3項中学校費の中に、教育振興費の中でG T E C（英語4技能総合型テスト）というのがあります。前回の説明で、知多郡で初めて小中学校2学年で行う予定とのことですが、なぜ美浜町がこの事業を展開するのか。また、目的もはっきりしていません。

反対討論であります。私は来年度始まる事業の中には積極的に評価したい事業もあります。先ほども、一部説明がありましたスクールソーシャルワーカー事業、医療的ケア児のための学校等への看護師派遣事業、上野間保育所の外壁修繕工事や河和小学校体育館のLED化の工事などです。

以上で討論を終わります。

#### ○議長（横田貴次君）

次に、賛成討論はありますか。13番 野田増男議員。

#### ○13番（野田増男君）

議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算に対し、チャレンジM I H A M Aを代表して、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度予算編成に当たっては、あらゆる分野で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、限られた財源の中で編成作業には大変苦勞されたと思います。

齋藤町長は、施政方針でもありますように、自然との共生、農福連携、健康づくりを推進し、住民の皆様が笑顔で活力に満ち、安心・安全に暮らしていけるまちにするため、これまで町政運営に当たられております。

主な施策としては、まず初めに運動公園整備事業から申し上げます。

いよいよ、令和4年度から本格的に第3種陸上競技場を整備するための事業が予算化されました。運動公園整備事業の核となるこの事業は、令和6年の供用開始を目指し、単年度事業としては過去最大規模となる12億円余りが予算計上されております。また、昨年引き続き、ナショナルトレーニングセンターの指定獲得を目指す方針も示されております。運動公園整備事業が目指す交流人口の増加、地域経済の活性化、スポーツを軸としたまちづくりを進めるための地方創生まちづくり支援事業も予算化されており、引き続きこの事業を推進していく必要があると考えております。

本町の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響以外も、依然として人口の減少、地価の下落、景気の低迷に加え、海外の事情によるエネルギー価格の高騰も加わり、非常に厳しい状況が続いております。

新年度の一般会計予算は総額84億7,500万円と、令和3年度に比べ9.5%の増額となっております。町税については、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、一定の回復を見込み、1.5%増を見込んでおります。また、町の貯金である財政調整基金からの繰入れは2億円と最小限に抑えられており、健全な財政運営に努められていることが伺えます。

また、厳しい状況の中、実効性のある事業を取捨選択、予算がバランスよく確保されており、その意味で適切な予算であると評価し、期待しております。

まず、安心・安全な暮らしができるまちづくりとして、運動公園整備事業に伴う町道森越・石坂平井線工事や、

生活環境保全のための合併処理浄化槽普及促進整備事業が引き続き計上されております。

また、防災関連事業として、河和南部地区において、耐震性の伴わない詰所を統合し、消防団詰所を新築するとともに、災害用ハザードマップの更新や、災害時に要支援者が安心して避難できるよう、個別避難計画を策定する事業が予算化されております。

産業施策の農業分野では、農業の次世代の担い手を確保するための人材に投資する事業の拡大や、農地集約化のための補助金が新たに計上されております。

水産業、商業につきましては、漁場の改良や水産資源の保護、有害動植物駆除事業の拡大のほか、コロナ禍に対応できる小規模事業者を応援するための補助金が新設されております。

子育て・福祉政策においては、知多厚生病院運営補助、病後児保育、産後ケア等の事業を継続的に行いながら、保育所外壁修繕、わかば園の定員拡充及び学校へ看護師を派遣する予算が新たに計上されております。

また、人が学び合い、育ちあうまちづくりとして、閉校する河和南部小学校の運動場や体育館を町民の皆様が利用できるようにするとともに、河和南部小学校の児童を受け入れる河和小学校においては、体育館のLED化予算が計上されております。また、スクールバスにも、河和南部地区の運行を開始し、学校再編への体制づくりを進めております。

教育施策としては、新たにGTECと呼ばれる英語4技能総合型テストの導入や全小学校に外国語指導員を配置するなど、故山本敬教育長が力を入れていた英語教育の充実が図られております。

また、学校だけでは解決できない諸問題に対するため、スクールソーシャルワーカー兼学校教育アドバイザーの設置予算が計上されております。

さらに、自治体DXを推進するため、行政手続のオンライン化、コンビニ収納、スマホ決済の拡大、QRコードを活用した電子納税など、住民の利便性向上のための事業が予算化されております。

町を取り巻く環境は大変に厳しい状況ではありますが、齋藤町長には、急速に進む少子高齢化、産業の活性化など諸問題を克服するため、着実なる施策をお願いするものであります。

最後に、各種施策を展開する上で、将来を見据え、何を優先すべきかを考え、持続可能なまちづくりに取り組まれることを期待し、私の賛成討論といたします。

#### ○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。3番 森川元晴議員。

#### ○3番（森川元晴君）

議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算について、希望の輪を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスの脅威は、発生から3年以上が経過してもなお続いております。

また、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻、主権侵害に強い憤りを覚えるとともに、改めて平和の大切さを実感するところであります。

世界はつながっております。新型コロナウイルスによる影響は、景気の低迷だけではなく、紛争などによる燃料、資源、資材の供給不安による物価の上昇は、即座に我が国にも波及してくる時代であります。

本議会に提出されました令和4年度の予算も、今後の状況、情勢によっては、予定していた金額内で執行できない、あるいは予定していた歳入を確保できない、そのようなことを懸念しますが、町当局には、常に情勢に気を配り、緊張感を持って町財政を運営していただきたいことをお願いいたします。

さて、令和4年度一般会計予算ですが、運動公園整備事業における陸上競技場と交流広場の建設着手により、

過去最大の予算となっております。陸上競技場を生かしたスポーツを軸としたまちづくりを具体的に検討するための予算も計上されております。造る以上はよいものを造る、町長が常に言われていますが、町民から評価される施設整備、施設を生かしたまちづくりができる計画をしっかりと進めていただきたいと思います。

また、本町において、急務であり、多くの難題を抱えています学校再編、小中一貫校計画であります。現実に向けて、多大な統率力、指導力を賜りたい山本敬教育長が急逝されました。心よりお悔やみを申し上げます。教育長には、これまでも幾度となく本町が進める小中一貫校の理念、目的などをこの議場においてもお示ししていただきました。

教育長の思いは、我々議員の中にもしっかりと刻まれ、教育長が掲げた特色ある他の市町に誇れる小中一貫校を、町長をはじめ職員と共に成し遂げる決意であり、そのためにも、財政厳しい中ではありますが、今後も、いかに歳出を抑えつつも、住民サービスの低下につながらぬよう、個々の施策、事業をしっかりと見極め、健全な行政運営に努めていただくことを切にお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（横田貴次君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 令和4年度美浜町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第7、議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算までの3議案につきまして、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算において、介護保険事業計画等策定業務委託料はどのよ

うな内容かとの質疑があり、第9期介護保険事業計画策定のための委託料で、アンケート調査を行うとの答弁がありました。

議案第22号、議案第23号については、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（横田貴次君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和4年度美浜町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

○議長（横田貴次君）

日程第8、議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いいたします。

〔総務産業常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○総務産業常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算まで3議案につきまして、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算において、今後の集落排水事業の方向性はとの質疑があり、今の集落排水を継続することが、まちの負担が少ないという検討結果を踏まえて事業を行っていくとの答弁がありました。

なお、議案第25号、議案第27号については、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和4年度美浜町土地取得特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 令和4年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 令和4年度美浜町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

[午前10時08分 休憩]

[午前10時14分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命について

○議長（横田貴次君）

追加日程第1、同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いいたします。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加上程いたしますのは、同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

美浜町教育委員会教育長の任命についてでございますが、山本敬教育長が3月4日に御逝去されました。ここに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

山本教育長におかれましては、教育委員会制度改革という節目を迎えた平成27年4月1日より、長きにわたり本町教育行政を支えていただきました。その中でも、特に近年、少子化が進む状況下において、本町の子供たちの未来を見据えた学校再編に御尽力をいただき、その第1段階である河和南部小学校と河和小学校の統合を本年4月から実現することができ、これから小中一貫校を進めていくという矢先にこのようなことになってしまいました。本当に残念でなりません。

つきましては、山本教育長の意志を継いでいただき、学校再編という大変大きな命題を達成するため、今回、後任といたしまして、現常滑市立常滑西小学校校長、伊藤守氏を教育長として任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、山本教育長の残任期間であります令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

[降 壇]

○議長（横田貴次君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで再び暫時休憩といたします。再開時間は、追って放送でお知らせします。

議員の皆さんは全員協議会を行いますので、直ちに議員控室にお集まりください。

[午前10時18分 休憩]

[午前10時40分 再開]

○議長（横田貴次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（横田貴次君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（横田貴次君）

日程第9、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横田貴次君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和4年第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをはじめとして全案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただきましたことに対しまして、まずもって厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、春の訪れを肌で感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となりましたが、先週末には河和南部小学校の卒業式と閉校式が行われ、寂しさとともに新たな時代に向け、様々な課題に対応しなければならないという思いを強くしたところであります。

間もなく始まる新年度においても、よりよいまちをつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすいまちにしたいという思いを遂げられるよう、日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、それぞれの場面において、御理解、御協力願うことも多々あろうかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（横田貴次君）

ありがとうございました。

これにて令和4年第1回美浜町議会定例会を閉会いたします。皆様の御協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

〔午前10時46分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月22日

美浜町議会

議長 横 田 貴 次

議員 石 田 秀 夫

議員 大 寄 暁 美